

準PAZ内（牡鹿半島）の住民の避難

- 石巻市の2地区（牡鹿地区、荻浜地区）における準PAZ内の住民について、自家用車で避難できる住民は、自家用車により、避難先（大崎市）へ移動。
- 自家用車で避難が困難な住民は、徒歩等で一時集合場所に集まり、宮城県及び石巻市が手配した車両で、避難先（大崎市）へ移動。
- 2地区における避難先については、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

避難元：荻浜地区、牡鹿地区

徒歩等

一時集合場所

牡鹿地区：小網倉清水田集会所
大原小学校
小淵地区集会所
給分浜集会所
新山振興会集会所
十八成自治会集会所
鮎川小学校
牡鹿中学校
荻浜地区：狐崎漁村センター
鹿立浜集会所
竹浜集会所
牧浜集会所

自家用車

バス

避難所受付ステーション※2：宮城県大崎合同庁舎

大崎市が避難所を指示

大崎市 避難所（計2施設 2,484人受入可能）

準PAZ内 （牡鹿半島）	避難 対象者	バス 避難者数	自家用車 避難者数
牡鹿地区	1,348人	434人	914人
荻浜地区 （PAZ内の荻浜を除く）	226人	75人	151人
合計	1,574人	509人	1,065人



※1 避難対象者数は、準PAZ内（牡鹿半島）住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民及びその支援者を引いた数字である。
 ※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、509人分、バス21台。
- いしのまきし 石巻市が保有するバスのほか、宮城県は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、宮城県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

<全面緊急事態で必要となる輸送能力>

	想定対象人数※2	想定必要バス数※3	備考
バスにより避難する住民	509人	21台	各ルートそれぞれ必要台数を算出した合計値【P73参照】

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会（協力事業者80社）が、平成30年9月13日に締結

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 バスは、おしか 牡鹿半島の地域特性を踏まえ、1台あたり25人の乗車を想定

<全面緊急事態での輸送能力の確保>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)必要車両台数		21台	
(B)車両確保台数		計21台以上	
確保先	宮城県バス協会	21台以上	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり25人乗車できるバスの車両総数105台のうち、PAZ内の施設敷地緊急事態及び全面緊急事態、準PAZ内（ <small>おしか</small> 牡鹿半島）の施設敷地緊急事態で使用される32台の車両を除く、残りの73台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

自家用車で避難できない住民の数及び各集合場所への配車順路

- 石巻市によるアンケート調査の結果、自家用車で避難できない住民は509人。
- 自家用車で避難できない住民は、徒歩等で各一時集合場所に集まり、宮城県又は石巻市が配車した車両で、避難先である大崎市へ避難。



各集合場所への配車順路		人数	バス 必要台数
ルート1 (中型・小型 バス)	おしか ① 牡鹿中学校 → あゆかわ ② 鮎川小学校 → くぐなり ③ 十八成自治集会所	247人	10台
ルート2 (中型・小型 バス)	にいやま ④ 新山振興会集会所	17人	1台
ルート3 (中型・小型 バス)	こぶち ⑤ 小淵地区集会所 → きゅうぶんはま ⑥ 給分浜集会所 → おおはら ⑦ 大原小学校 → こあみくら ⑧ 小網倉清水田集会所	170人	7台
ルート4 (中型・小型 バス)	すだちはま ⑨ 鹿立浜集会所 → きつねざき ⑩ 狐崎漁村センター → たけのはま ⑪ 竹浜集会所 → まぎのはま ⑫ 牡浜集会所	75人	3台
合計		509人	21台

●●●● : 一時集合場所12箇所

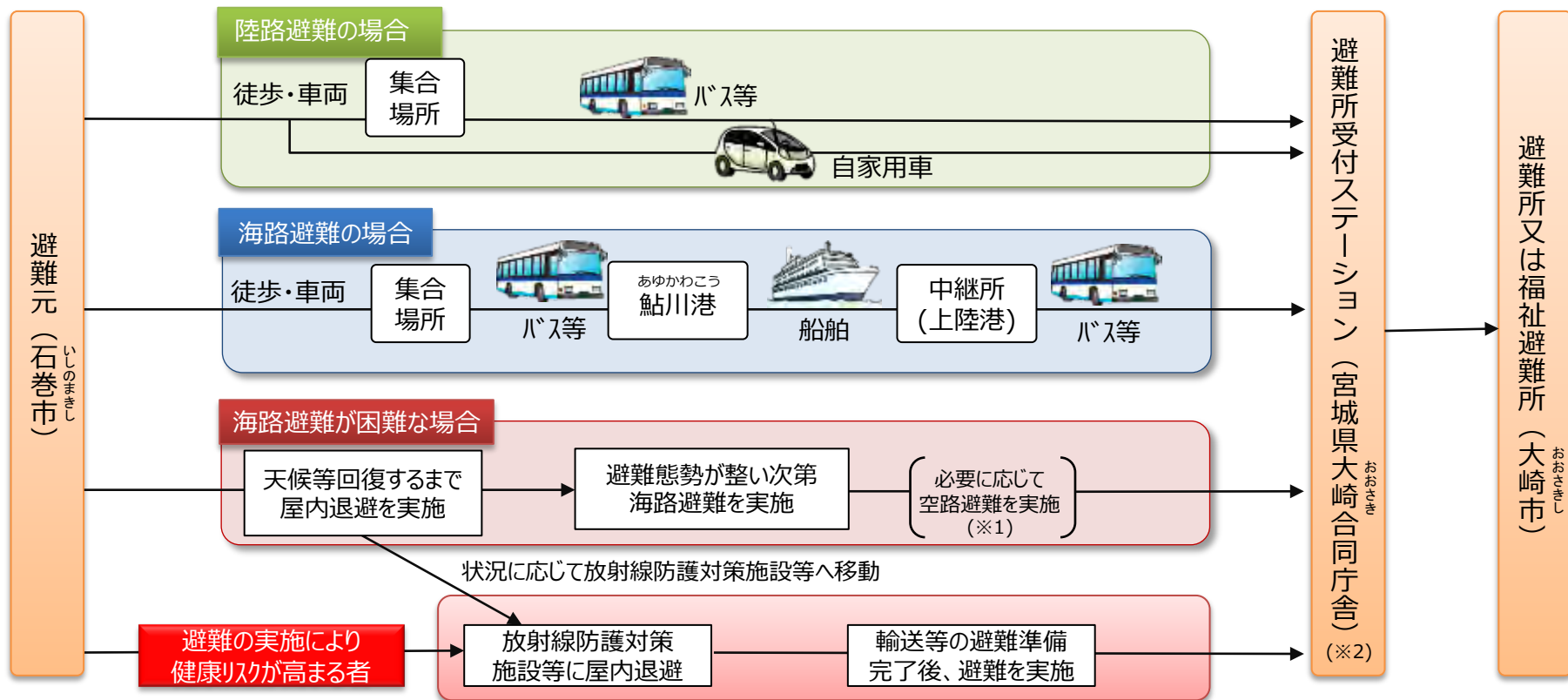
準PAZ内（牡鹿半島）から避難先までの主な経路

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



- 自然災害により陸路による避難が実施できない場合は、海路による避難を実施。
- 悪天候等により海路による避難が困難な場合は、天候等回復するまで屋内退避を実施し、避難態勢が整い次第海路による避難を実施。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設で屋内退避を継続。輸送等の避難準備完了後、避難を実施。

<状況に応じた対応例>



※1 空路避難は、ヘリポート適地（ヘリ離着陸場として指定されているヘリポート、県地域防災計画で離着陸場として記載されているグラウンドなどの臨時ヘリポート等）や防災離着陸候補地（過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めヘリの離着陸が可能とされた場所等）を活用

※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。

※3 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における準PAZ内（^{おしか}牡鹿半島）での防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）をとることが必要。

【道路等の状況を確認】

- ①警戒事態：宮城県、^{いしのまき}石巻市が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施



【具体的な防護措置の検討プロセスイメージ（案）】

・^{おしか}県道2号線や^{おしか}県道220号線により、^{おしか}牡鹿半島を北上する陸路避難が可能か。

可能

・いずれか一方による北上が可能の場合は陸路避難

不可能

✓どちらの道路でも北上が不可能な場合

・^{おしか}牡鹿半島の先にある^{あゆかわこう}鮎川港が使用可能か。
・船舶は確保・使用が可能か（気象状況含む）。
・^{おしか}県道2号線や^{おしか}県道220号線により、^{おしか}牡鹿半島の先にある^{あゆかわこう}鮎川港までの避難が可能か。

可能

・港、船舶、港までの道路がいずれも使用可能であれば、陸路避難及び海路避難

不可能

✓港、船、港までの道路、いずれか一つでも使用不可能な場合

・避難元地区近辺のヘリポート適地の使用が可能か。
・ヘリの使用が可能か（気象状況含む）。

可能

・屋内退避後、空路避難

不可能

・屋内退避をし、道路啓開や気象状況等により、陸路、海路、又は、空路の避難が可能となり次第、直ちに避難を開始

準PAZ内（牡鹿半島）における状況に応じた住民の避難

- ▶ 放射性物質放出まで時間的猶予があり、県道2号又は県道220号が使用可能な場合には、陸路による避難を実施。
- ▶ 陸路による北上が不可能な場合は、^{あゆかわこう}鮎川港まで移動し海路避難を実施。海路避難が不可能な場合は、^{どうほくてんりよく}屋内退避又は空路避難を実施。なお、東北電力においても、^{どうほくてんりよく}ヘリコプターを確保し空路避難を支援。



※ 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。



7. 準PAZ内の離島における対応

<対応のポイント>

島外への避難の際、発電所近傍を通る海路避難や、^{おしか}牡鹿半島内の港に上陸後、PAZ内を通過する陸路避難も考えられることから、準PAZとし、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態における防護措置については、PAZにおける対応と同様に実施。

準PAZ内における離島の概要

- 牡鹿半島周辺の4つの離島については、島外への避難の際、発電所近傍を通る海路避難や、牡鹿半島内の港に上陸後、PAZ内を通過する陸路避難も考えられることから、準PAZとする。
- 原子力災害時の防護措置として、島外避難が必要となった場合は海路により避難を実施。また複合災害や悪天候等により島外避難ができない場合は、避難の準備が整うまでの間、島内の放射線防護対策施設等において屋内退避を継続。
- 島外避難ができない場合に備え、放射線防護対策施設等を整備するとともに、食料や飲料水等の備蓄や防災行政無線などの情報受伝達手段を確保。

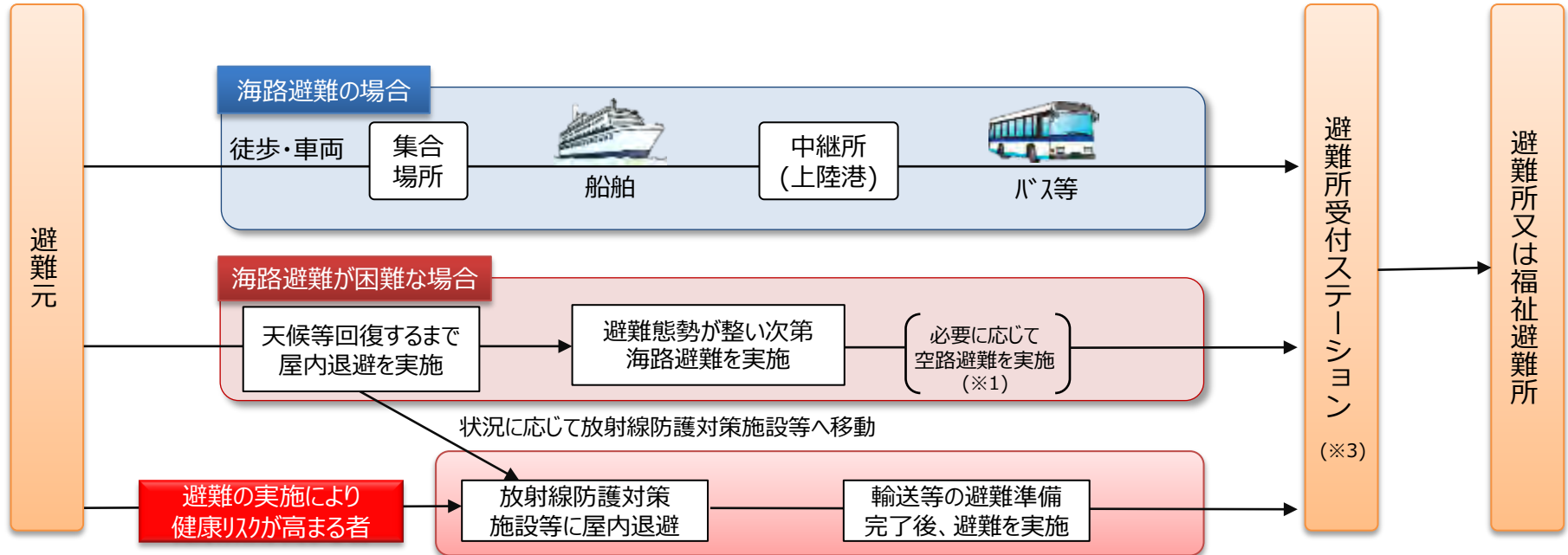
所在地	離島名称	人口
おながわちよう 女川町	えのしま 江島	46人
いしのまきし 石巻市	たしろじま 田代島	47人
	あじしま 網地島	279人
	きんかさん 金華山	8人



準PAZ内の離島における避難等の基本フロー

- 準PAZ内の離島では、施設敷地緊急事態で、施設敷地緊急事態要避難者の海路避難を実施、全面緊急事態で、全住民の海路避難を実施。
- 複合災害等により船舶による避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる者は、近隣の放射線防護対策施設を含む屋内退避施設に屋内退避を継続し、避難態勢が十分に整った段階で避難を実施。

＜状況に応じた対応例＞



- ※1 空路避難は、ヘリポート適地（ヘリ離着陸場として指定されているヘリポート、県地域防災計画で離着陸場として記載されているグラウンドなどの臨時ヘリポート等）や防災離着陸候補地（過去に訓練や救急活動で使用実績がある場所、また現地調査により条件付きも含めヘリの離着陸が可能とされた場所等）を活用
- ※2 女川町（おなかわちょう）・石巻市（いしのまきし）と民間船舶事業者は、海路避難の輸送能力を確保するため、「原子力災害時の船舶による輸送等に関する協定」を締結している。
- ※3 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能（詳細はP19参照）。
- ※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 準PAZ内の離島では、避難の実施により健康リスクが高まる者が、輸送等の避難態勢が整うまでの間、屋内退避を行う施設として、放射線防護対策施設等を整備。
- 複合災害や悪天候等により住民が島外避難ができない場合にも、避難態勢が整うまでの間、放射線防護対策施設等において屋内退避を実施。



(C)2023ZENRIN(Z05E-第175号)

- 警戒事態が発生した段階で、宮城県からの指示により、女川町及び石巻市は、離島の自主防災組織及び消防団等に、放射線防護対策施設への要配慮者等の避難準備及び一時集合場所の開設準備等を指示。
- 指示を受けた各離島の自主防災組織及び消防団等は、離島内の住民に対して要配慮者等の放射線防護対策施設への避難準備の指示を伝達するとともに、一時集合場所の開設準備等を実施。
- 女川町及び石巻市は、自主防災組織や消防団等と情報共有を図り、地域コミュニティと一体となった避難誘導體制を構築。

おながわちよう 女川町	自主防・消防団等 (組織数)
江島 (えのしま)	1

いしのまきし 石巻市	自主防・消防団等 (組織数)
田代島 (たしろじま)	2
網地島 (あじしま)	3
金華山 (きんかさん)	0

- ※1 女川町には災害警戒本部、石巻市には災害警戒本部及び牡鹿支部があることから、これらの職員が自主防災組織・消防団等と連携して初動対応を実施
- ※2 女川町は、江島に女川町消防団第7分団を設置。石巻市は、田代島に石巻市消防団石巻地区団第11分団第3部仁斗班と大泊班、網地島に牡鹿地区団第3分団長渡班と網地班及び網地地区自主防災組織を設置



準PAZ内の離島における住民への情報伝達

- 女川町^{おながわちよう}及び石巻市^{いしのまきし}は、各離島に情報伝達が可能な防災行政無線等のほか、自主防災組織連絡網、消防団による広報巡回、ホームページ等を活用し情報を伝達。
- 離島における自主防災組織や消防団等は、住民への情報伝達や避難者の状況、避難誘導體制等に関する情報共有を行うため、各離島に配備している携帯端末、衛星電話、各地区の防災行政無線屋外拡声子局に設置された双方向通信機を活用。
- 網地島^{あじしま}における医療機関への情報伝達は、宮城県及び石巻市^{いしのまきし}が連携して実施。
- 離島周辺の船舶には、関係市町における漁業無線等の業務用移動通信等を活用し情報を伝達。



石巻市
いしのまきし

- 田代島^{たしろじま}、網地島^{あじしま}、金華山^{きんかさん}の対象区域に防災行政無線屋外拡声子局を設置するとともに、全戸に告知放送受信機を配布。

女川町
おながわちよう

- 江島^{えのしま}に防災行政無線屋外拡声子局を設置。



(告知放送受信機)

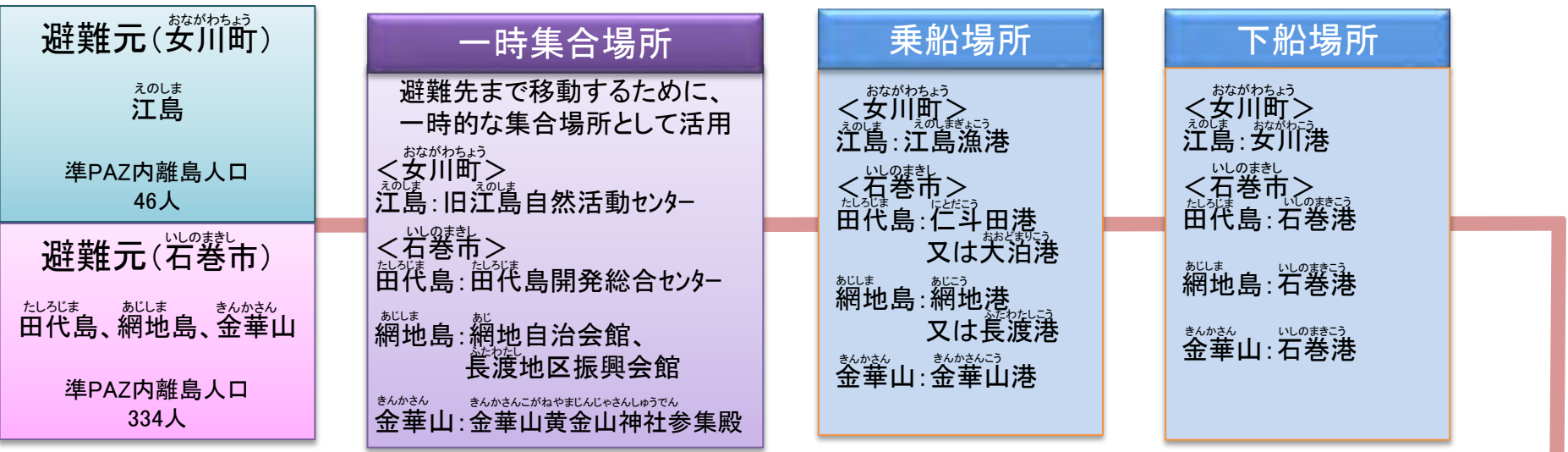
【凡例】
赤字・・・おながわちよう 女川町
青字・・・いしのまきし 石巻市



(屋外拡声子局)

準PAZ内の離島における避難体制

- 警戒事態で、女川町及び石巻市は住民広報、一時集合場所の開設準備を行う。宮城県、女川町及び石巻市は離島からの避難に必要な船舶の手配を開始し、宮城県は女川港又は石巻港から避難先までの移動に必要な住民避難用バス等を手配するため、宮城県バス協会等に準備要請を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、避難準備等を行う。
- 施設敷地緊急事態で、女川町及び石巻市は、住民へ避難準備の周知を行う。一方、施設敷地緊急事態要避難者は、支援者が同行することで避難可能な者等は離島からの避難を開始する。なお、避難の実施により健康リスクが高まる者は安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設へ移動し屋内退避を実施する。
- 全面緊急事態で、女川町及び石巻市は住民に離島からの避難を指示。



避難所受付ステーション※

避難先に移動するための受付等を実施

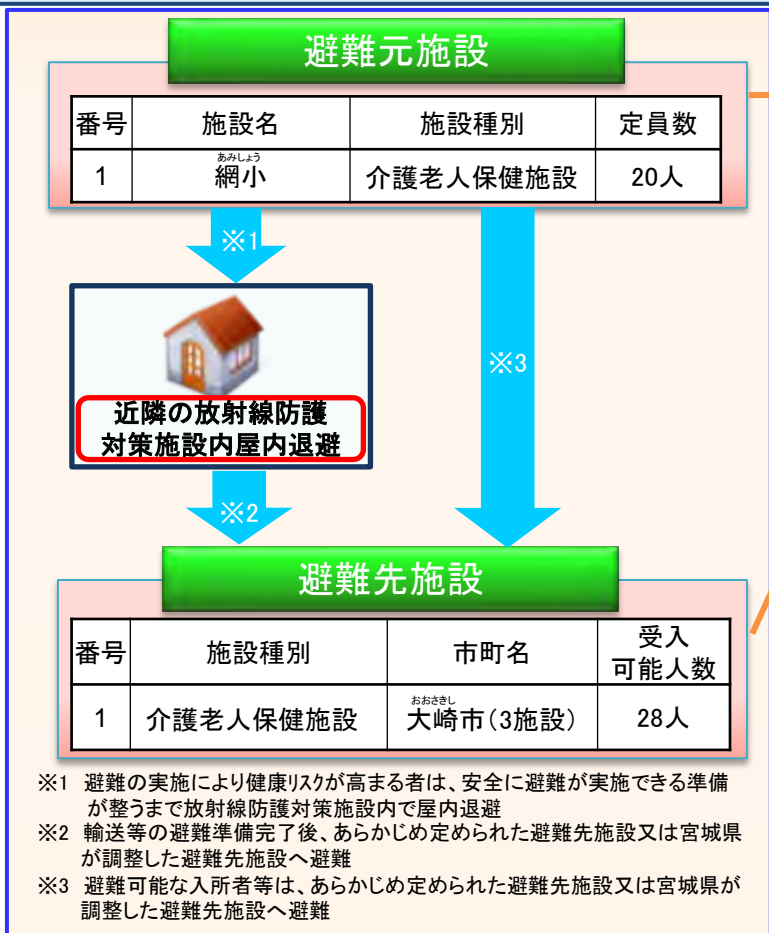
- <女川町> 栗原市若柳総合体育館
- <石巻市> 宮城県大崎合同庁舎

避難先

- <女川町> 栗原市(高清水小学校)
- <石巻市> 大崎市(鳴子公民館・鳴子スポーツセンター)

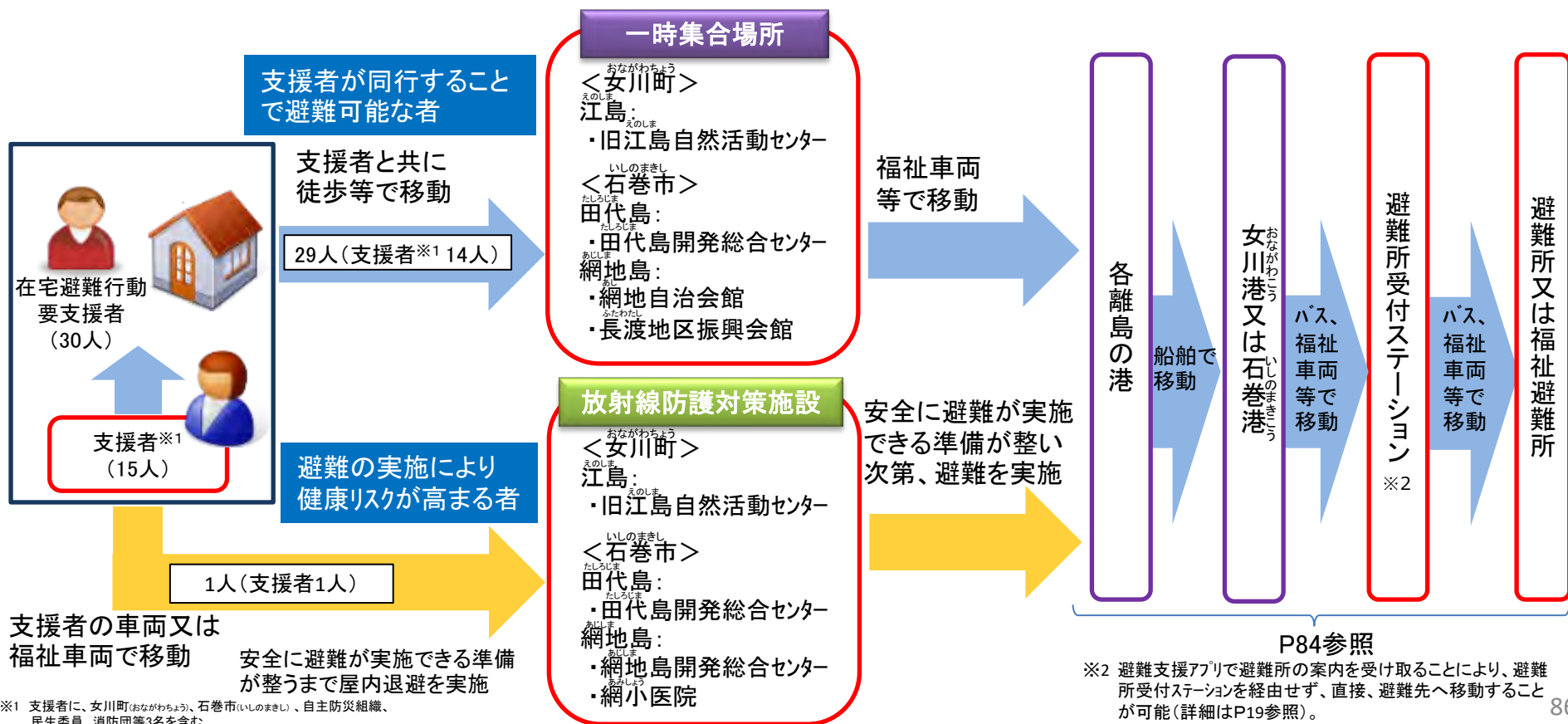
※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることで、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

- ▶ 準PAZ内の離島における社会福祉施設(網地島の1施設20人)は、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外の大崎市にある3施設を避難先として確保。
- ▶ 避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設において、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施。その他の避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた避難先施設へ避難を実施。
- ▶ 何らかの事情で、あらかじめ選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、宮城県が受入先を調整。



準PAZ内の離島における在宅の避難行動要支援者の避難

- 江島、田代島、網地島における在宅の避難行動要支援者30人のうち、12人は支援者がいることを確認。残る避難行動要支援者については、女川町又は石巻市、自主防災組織、民生委員、消防団等を通じて支援者を確保。
- 支援者の同行により避難可能な者は、離島から船舶で移動し、その後、バス又は福祉車両等で避難先へ移動。
- 避難の実施により健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は福祉車両で、近傍の放射線防護対策施設へ移動。安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施。



支援者が同行することで避難可能な者

支援者と共に徒歩等で移動

29人(支援者※1 14人)

避難の実施により健康リスクが高まる者

1人(支援者1人)

福祉車両等で移動

安全に避難が実施できる準備が整い次第、避難を実施

各離島の港

女川港又は石巻港

バス、福祉車両等で移動

バス、福祉車両等で移動

避難所又は福祉避難所



在宅避難行動要支援者(30人)



支援者※1(15人)

支援者の車両又は福祉車両で移動

安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を実施

＜女川町＞
江島：
・旧江島自然活動センター

＜石巻市＞
田代島：
・田代島開発総合センター
網地島：
・網地自治会館
・長渡地区振興会館

＜女川町＞
江島：
・旧江島自然活動センター

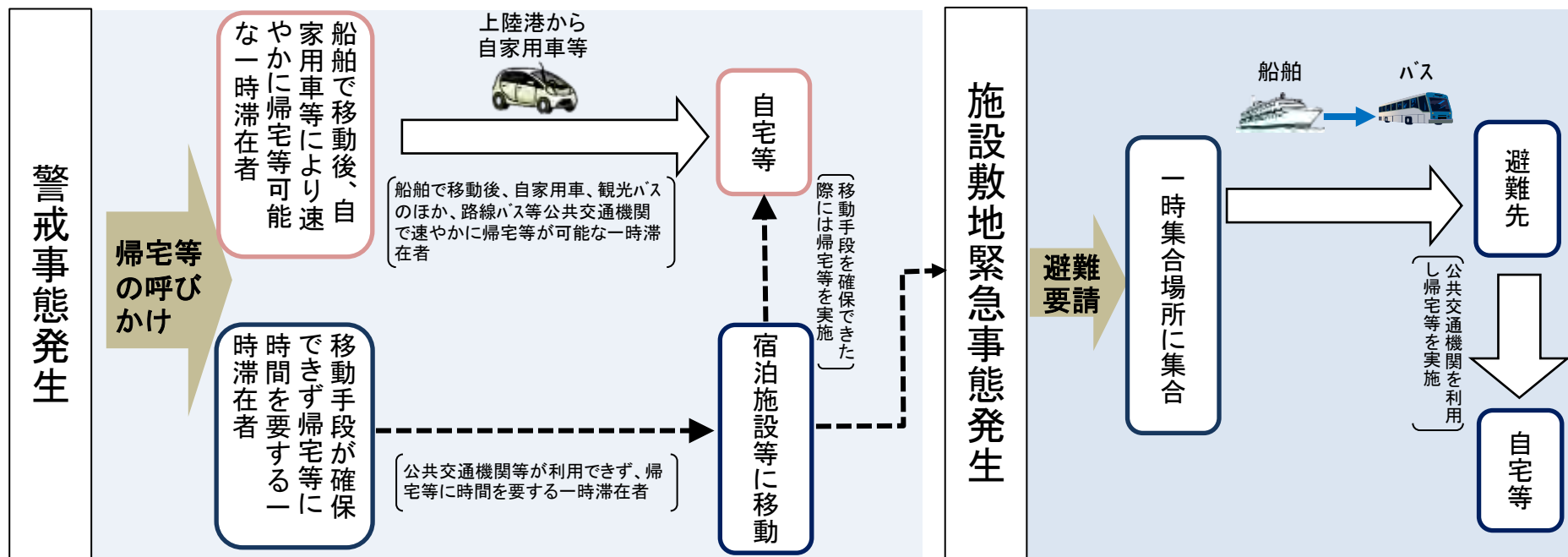
＜石巻市＞
田代島：
・田代島開発総合センター
網地島：
・網地島開発総合センター
・網小医院

※1 支援者に、女川町(おながわちよう)、石巻市(いしのまき)、自主防災組織、民生委員、消防団等3名を含む

準PAZ内の離島における観光客等一時滞在者の避難等

- 宮城県、女川町及び石巻市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等呼びかける。
- 女川港又は石巻港まで船舶で移動し、その後、自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で帰宅等を開始。
- 公共交通機関等も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等に移動し、施設敷地緊急事態で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県、女川町及び石巻市が確保した船舶・車両により避難を実施。
- 各事業所の従業員の避難方法については各事業所単位で周知(施設敷地緊急事態で帰宅)。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



<準PAZ内(離島)の観光客見込人数>

えのしま 江島	たしろじま 田代島	あじしま 網地島	きんかさん 金華山	合計
—	84人	222人	66人	372人

※観光客見込人数は令和4年実績
ピーク時(8月)における1日あたりの観光客数を基に算定(金華山のみ5月とする)
※網地島は、石巻市網地白浜海水浴場の観光客数1日あたり135人を含む。

- おながわこう 女川港、いしのまきこう 石巻港到着後、施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数109人について、バス5台、福祉車両5台。
- 下表とは別に、離島内での輸送が必要となる場合には、とうほくてんりょく 社会福祉施設が管理する車両又は東北電力が手配する車両をもって対応。

	想定対象人数※1	必要車両台数			備考
		バス※2	福祉車両※3 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※3 (車椅子仕様)	
社会福祉施設の入所者等を避難先施設に輸送	37人 (入所者14人 +職員23人)	1台 (入所者4人 +職員20人)	0台	3台 (入所者10人 +職員3人)	
社会福祉施設の入所者等のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者等を放射線防護対策施設に輸送※4	0人	0台	0台	0台	
在宅の避難行動要支援者及びその支援者を避難先施設に輸送	43人 (要支援者29人 +支援者※514人)	4台 (要支援者27人 +支援者※512人)	0台	1台 (要支援者2人 +支援者※52人)	【バス】 離島ごとにそれぞれ必要台数を算出した合計値
在宅の避難行動要支援者のうち、避難の実施により健康リスクが高まる者及びその支援者を放射線防護対策施設に輸送※4	2人 (要支援者1人 +支援者※51人)	0台	1台 (要支援者1人 +支援者※51人)	0台	
上記以外の施設敷地緊急事態要避難者等を避難先施設に輸送	6人	2台	0台	0台	【バス】 離島ごとにそれぞれ必要台数を算出した合計値
観光客等の一時滞在者の輸送	21人	3台	0台	0台	1日あたりの観光客見込人数372人のうち、約95%が港まで自家用車や観光バスを利用し、船舶等で来場する想定で、その5%を想定対象人数として算入【P87参照】 【バス】 離島ごとにそれぞれ必要台数を算出した合計値
合 計	109人	5台※6	5台		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定

※3 ストレッチャー、車椅子どちらも乗車でき、配置により乗車台数を自由に変えられる車両を配備しているため、実際配備している車両の仕様を基に必要台数を積算

※4 「避難の実施により健康リスクが高まる者」は安全に避難が実施できる準備が整うまで放射線防護対策施設に屋内退避

※5 支援者に、女川町(おながわちょう)、石巻市(いしのまきし)、自主防災組織、民生委員、消防団等3名を含む

※6 必要車両台数については、相乗りにより重複しており、合計値が合わない場合がある

- 施設敷地緊急事態発生時には、在宅の避難行動要支援者等の避難のために、女川町、石巻市及び東北電力が配備する車両のほか、宮城県の要請に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 宮城県及び宮城県バス協会は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき住民避難用バスを確保。
- 下表とは別に、離島内での輸送として必要な福祉車両を確保。

		確保車両台数			備考
		バス※2	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		5台	5台		【P88参照】
(B) 確保車両台数		計5台以上	計5台		
確保先	おながわちよう 女川町	0台	0台	0台	
	いしのまきし 石巻市	0台	0台	0台	
	宮城県バス協会	5台以上	—	—	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり25人乗車できるバスの車両総数105台のうち、PAZ内の施設敷地緊急事態で使用する5台の車両を除く、残りの100台の車両を使用
	とうほくてんりよく 東北電力	—	5台※3		とうほくてんりよく 東北電力の福祉車両は、ストレッチャー、車椅子の配置を自由に変更される仕様

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会（協力事業者80社）が、平成30年9月13日に締結

※2 バスは1台あたり25人の乗車を想定

※3 東北電力（とうほくてんりよく）の福祉車両のうち1台については、PAZから車椅子2人、準PAZから車椅子2人乗車し、避難先施設に輸送【P35参照】

※4 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

準PAZ内の離島における住民の避難

- 女川町及び石巻市における準PAZ内の離島の住民について、宮城県、女川町及び石巻市が手配した船舶で離島から移動し、女川港又は石巻港から宮城県、女川町及び石巻市が手配した車両で、避難所に避難。
- 避難先については、避難計画に関する住民説明会や訓練等を通じて対象となる住民に周知。

避難元：
おながわちよう 女川町 (江島)
いしのまきし 石巻市 (田代島、網地島、金華山)



おながわちよう 女川港 又は いしのまきこう 石巻港



避難所受付ステーション※2：栗原市、大崎市
 避難所 2施設 (934人) ()は収容可能人数

おながわちよう <女川町避難所 1施設 (350人)>
くりはらし 栗原市 1施設 (350人)
 ・たかしみず 高清水小学校 (350人)

いしのまきし <石巻市避難所 1施設 (584人)>
おおさきし 大崎市 1施設 (584人)
 ・なるこ 鳴子公民館・鳴子SPA-センター (584人)



※1 避難対象者数は、準PAZ内(離島)住民の合計数から施設敷地緊急事態で避難する住民及びその支援者を引いた数字である。

※2 避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能(詳細はP19参照)。

準PAZ内の離島における全面緊急事態で必要となる輸送能力及びその確保

- 全面緊急事態で必要となる輸送能力は、332人分、バス11台。
- おながわちよう女川町及びいしのまきし石巻市が保有するバスのほか、宮城県は、「原子力災害時における緊急輸送に関する協定書」※1に基づき、宮城県バス協会が調整・確保する車両により、必要車両台数を確保。
- 車両及び運転手については、宮城県バス協会等の協力により、更に余裕を持った台数・人数を確保。

<全面緊急事態で必要となる輸送能力>

		想定対象人数※2	想定必要バス数※3	備考
バスにより避難する住民※4	<small>えのしま</small> 江島	10人	1台	
	<small>たしろしま</small> 田代島	42人	2台	
	<small>あじしま</small> 網地島	272人	7台	
	<small>きんかさん</small> 金華山	8人	1台	
合 計		332人	11台	

※1 宮城県と公益社団法人宮城県バス協会（協力事業者80社）が、平成30年9月13日に締結

※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※3 バスは1台あたり40人の乗車を想定

※4 全面緊急事態で避難する離島の住民は、おながわこう女川港又はいしのまきこう石巻港からバスで避難所へ避難

<全面緊急事態での輸送能力の確保>

		確保車両台数	備考
		バス	
(A)最大必要車両台数		11台	
(B)車両確保台数		計11台以上	
確保先	宮城県バス協会	11台以上	UPZ内のバス会社が保有する1台あたり40人乗車できるバスの車両総数39台のうち、PAZ内の全面緊急事態で使用される2台の車両を除く、残りの37台の車両を使用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）が必要に応じ支援を実施

江島（女川町）における防護措置

- 一時集合場所である旧江島自然活動センター体育館まで徒歩又は車両で移動した後、宮城県及び女川町が手配する船舶を用いて、江島漁港から女川港まで海路避難を実施。女川港から栗原市若柳総合体育館（避難所受付ステーション）まで陸路で避難を実施。
- 複合災害や悪天候等により海路避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる住民については、放射線防護対策施設である旧江島自然活動センター体育館において屋内退避を継続。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、旧江島自然活動センター体育館に備蓄。

避難所受付ステーション
くりはらし わかやなぎ
(栗原市若柳総合体育館)

避難先：栗原市
たかしみず
(高清水小学校)



- 【凡例】
- ⚓ : 港
 - : 一時集合場所
 - : 放射線防護対策施設
 - Ⓜ : 臨時ハブ



＜放射線防護対策施設＞
えのしま
旧江島自然活動センター体育館
収容可能者数：61人

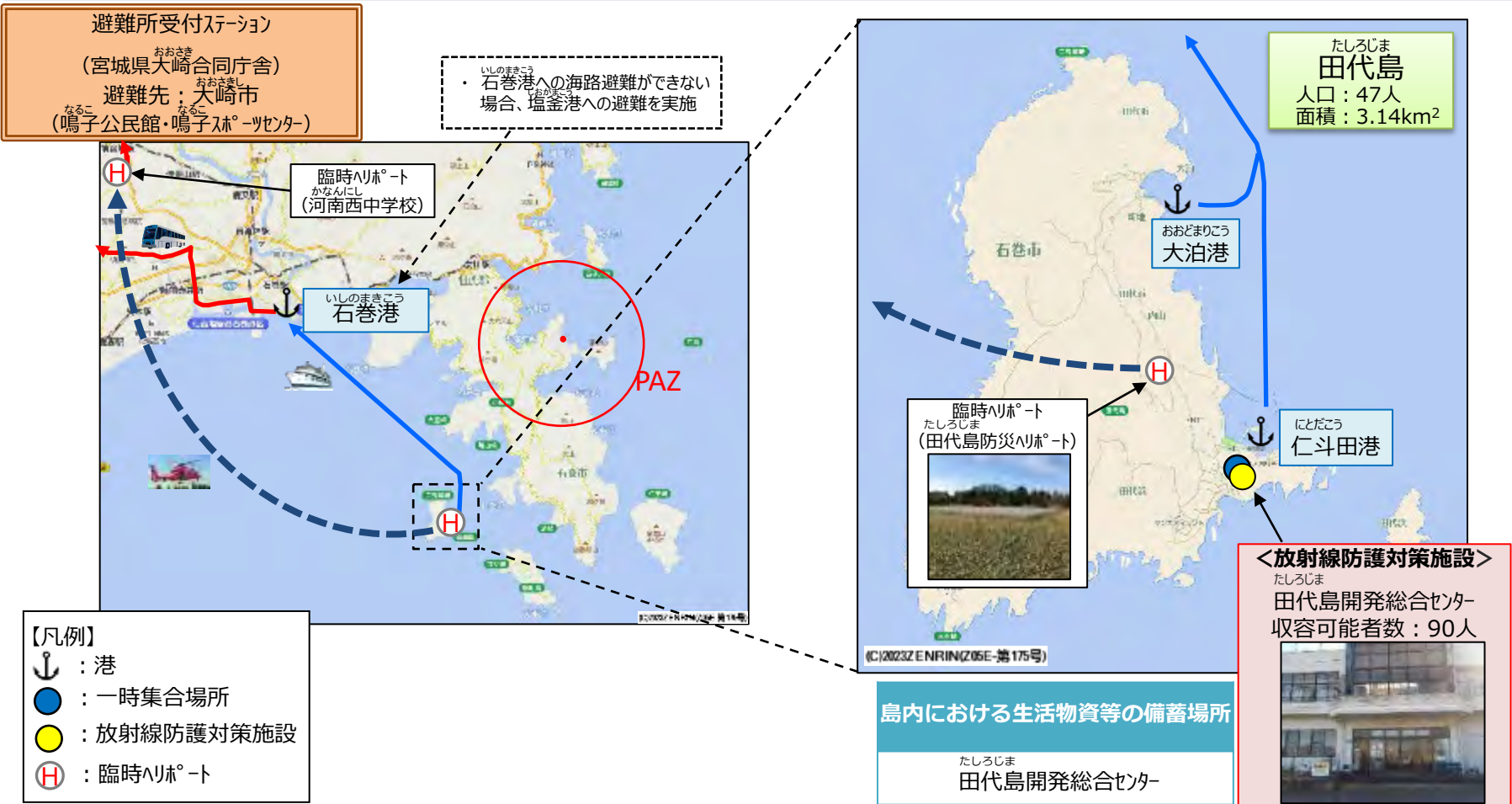
臨時ハブ
えのしま
(旧江島自然活動センター)

島内における生活物資等の備蓄場所
えのしま
旧江島自然活動センター体育館

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

田代島（石巻市）における防護措置

- 一時集合場所である田代島開発総合センターまで徒歩又は車両で移動した後、宮城県及び石巻市が手配する船舶を用いて、
- 仁斗田港又は大泊港から石巻港まで海路避難を実施。石巻港から宮城県大崎合同庁舎（避難所受付ステーション）まで陸路で避難を実施。
- 複合災害や悪天候等により海路避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる住民については、放射線防護対策施設である田代島開発総合センターにおいて屋内退避を継続。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、田代島開発総合センターに備蓄。



※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 一時集合場所である網地自治会館又は長渡地区振興会館まで徒歩又は車両で移動した後、宮城県及び石巻市が手配する船舶を用いて、網地港又は長渡港から石巻港まで海路避難を実施。石巻港から宮城県大崎合同庁舎(避難所受付ステーション)まで陸路で避難を実施。
- 複合災害や悪天候等により海路避難が困難な場合や、避難の実施により健康リスクが高まる住民については、放射線防護対策施設である網地島開発総合センター、網小医院において屋内退避を継続。
- 屋内退避の実施に必要なとなる生活物資等については、網地島開発総合センターに備蓄。



- 【凡例】
- ⚓ : 港
 - : 一時集合場所
 - : 放射線防護対策施設
 - Ⓜ : 臨時ハブ・ポート

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

- 宮城県及び石巻市が手配する船舶を用いて、金華山港から石巻港まで海路避難を実施。石巻港から宮城県大崎合同庁舎（避難所受付ステーション）まで陸路で避難を実施。
- 複合災害や悪天候等により海路避難が困難な場合、金華山黄金山神社参集殿において屋内退避を継続。
- 屋内退避の実施に必要な生活物資等については、金華山黄金山神社参集殿に備蓄。

避難所受付ステーション
（宮城県大崎合同庁舎）
避難先：大崎市
（鳴子公民館・鳴子スポーツセンター）

石巻港への海路避難ができない場合、塩釜港への避難を実施



- 【凡例】
- ⚓ : 港
 - : 一時集合場所
 - : 防災離着陸候補地
 - Ⓜ : 臨時ハブ

島内における生活物資等の備蓄場所
金華山黄金山神社参集殿

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

くりはらし
避難先：栗原市
たかしみす
(高清水小学校)



《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難

【代替経路(例)】

とめ
登米 I C

さんりく
三陸自動車道

いしのまきおながわ
石巻女川 I C

【代替経路(例)】

【基本経路】
国道398号→県道234号→
三陸自動車道→東北高速幹線道路→
国道398号

【凡例】

- : 基本経路
- ⋯ : 代替経路(例)
- : 避難先市町村所在地

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



《避難経路の考え方》

- ・円滑な避難のため、可能な範囲で地域毎に分散して経路を設定
- ・住民が覚えやすく実行しやすい避難誘導計画となるよう、基本となる単一の避難経路をあらかじめ設定
- ・自然災害等により、道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保。その上で、あらかじめ定めた避難計画にかかわらず、代替となる安全な避難経路において避難

8. UPZ内における対応

<対応のポイント>

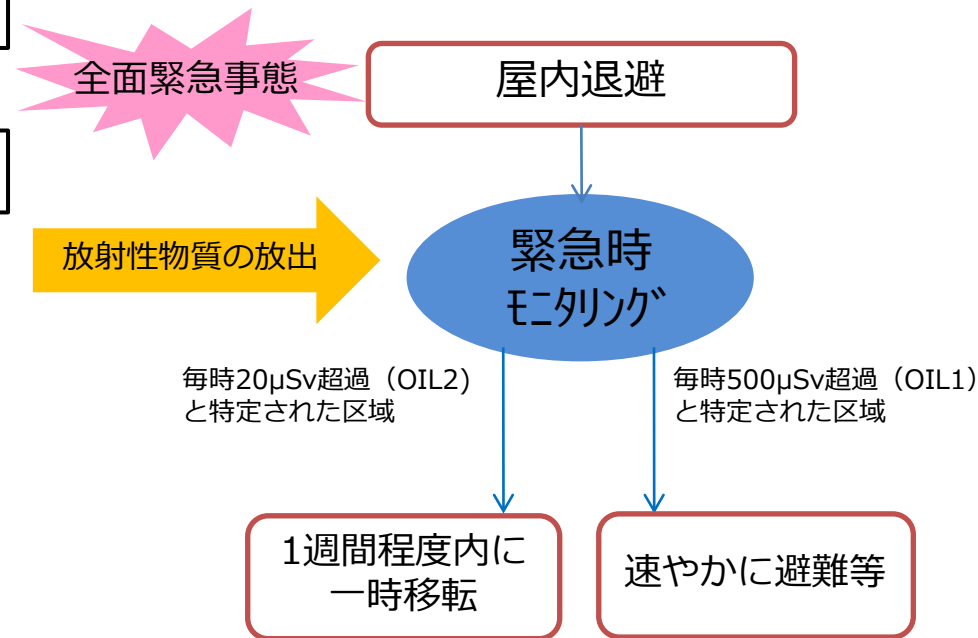
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ、準PAZにおける住民の即時避難開始とともに、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。OIL1に該当する毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）を行う。また、OIL2に該当する毎時20 μ Sv超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



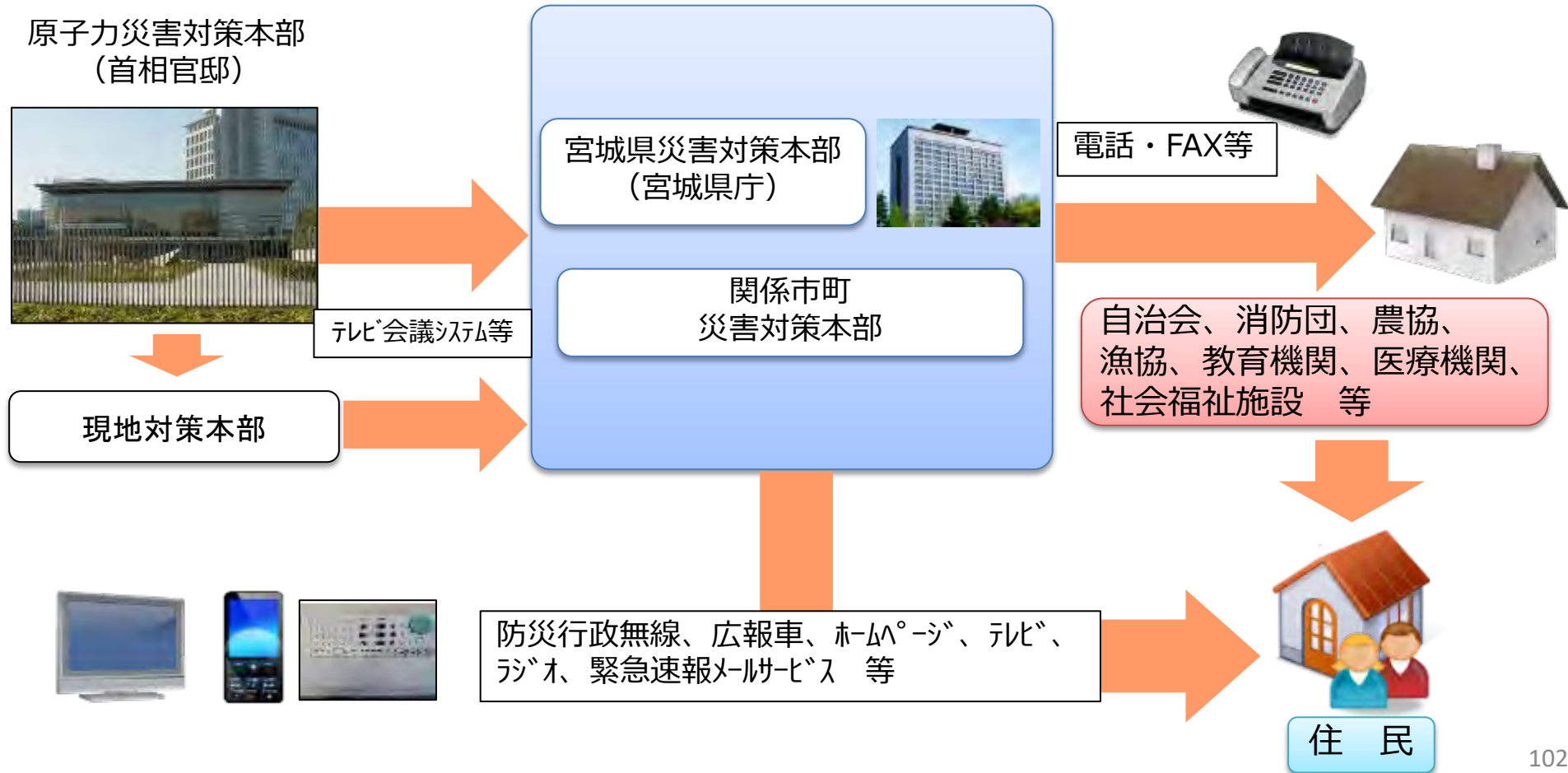
一時移転等に備えた関係者の対応

- 宮城県及び関係市町は、警戒事態で警戒本部等を設置し、施設敷地緊急事態で、災害対策本部に移行。
- 関係市町は、職員配置表等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 宮城県は、住民の一時移転等に備え、宮城県バス協会等にバスの派遣準備を要請。



一時移転等を行う際の情報伝達

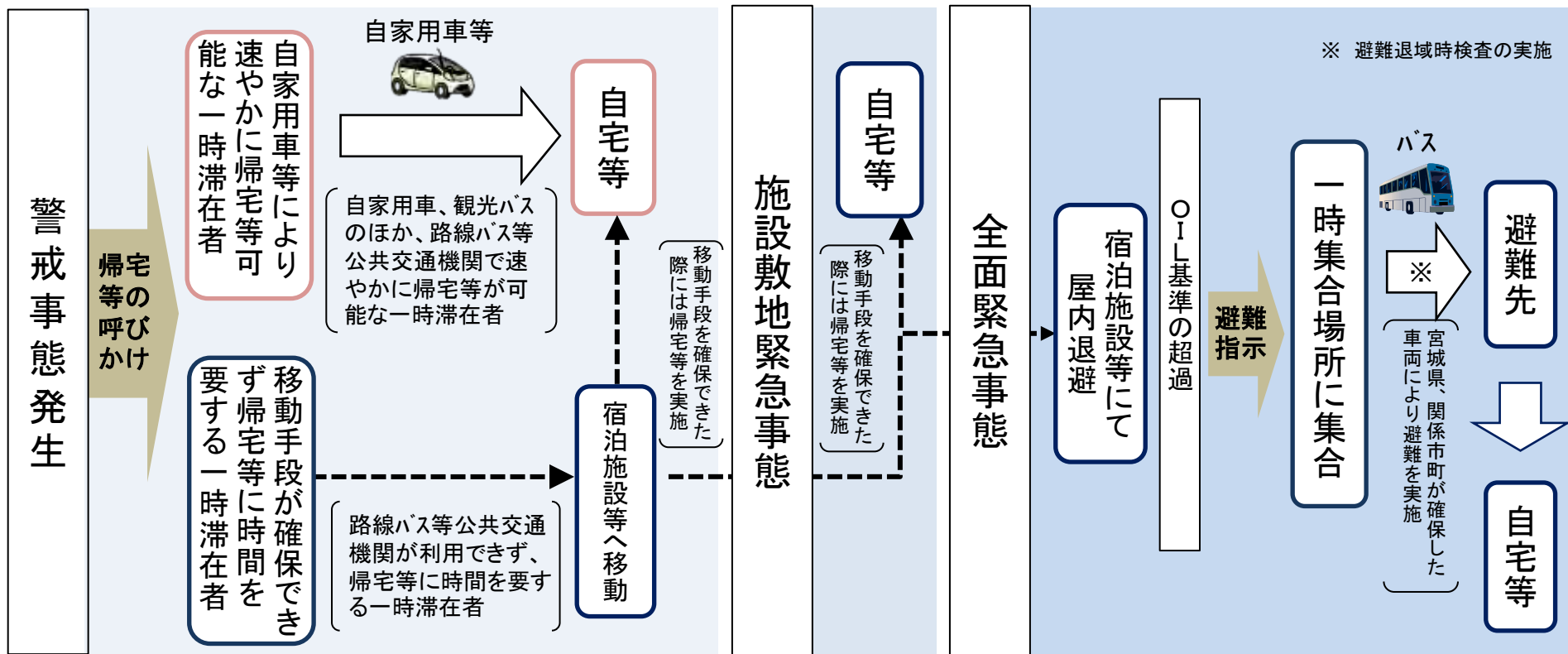
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、宮城県及び関係市町に対し、テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 宮城県、関係市町、関係機関から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

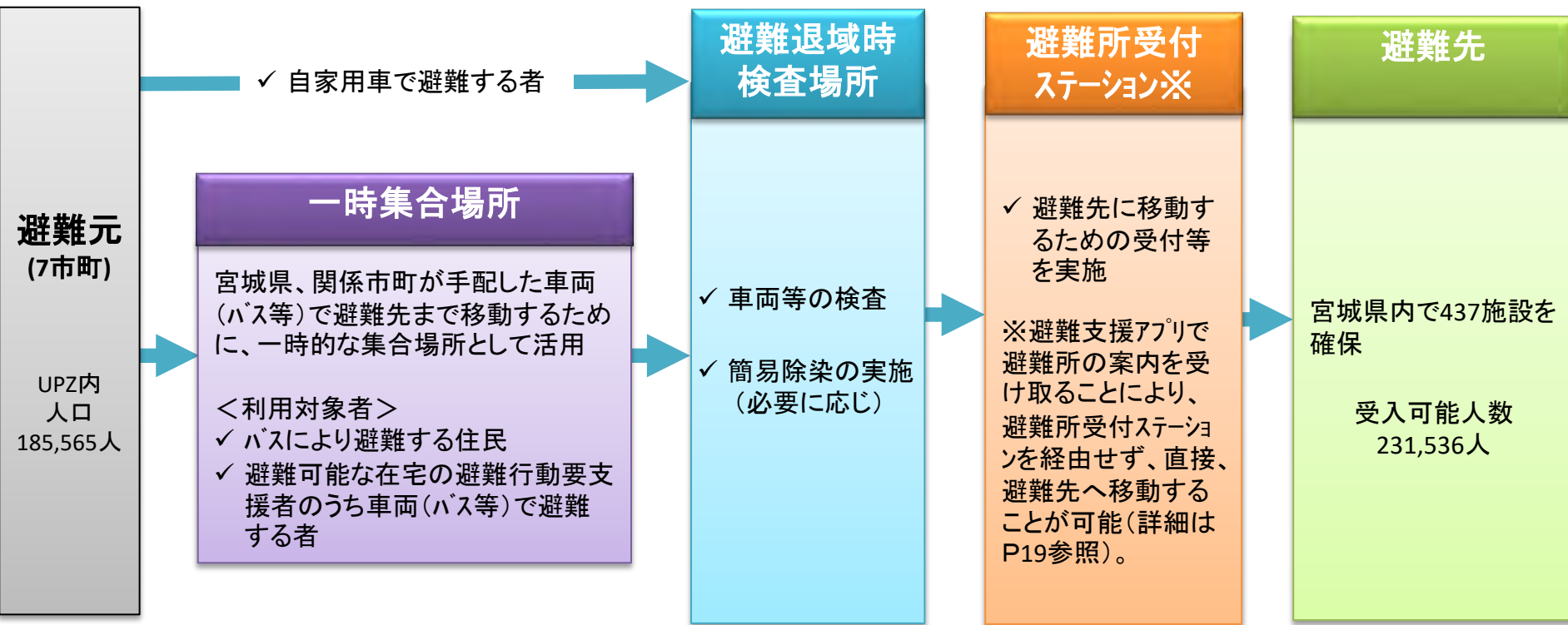
- 宮城県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態で、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、宮城県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>

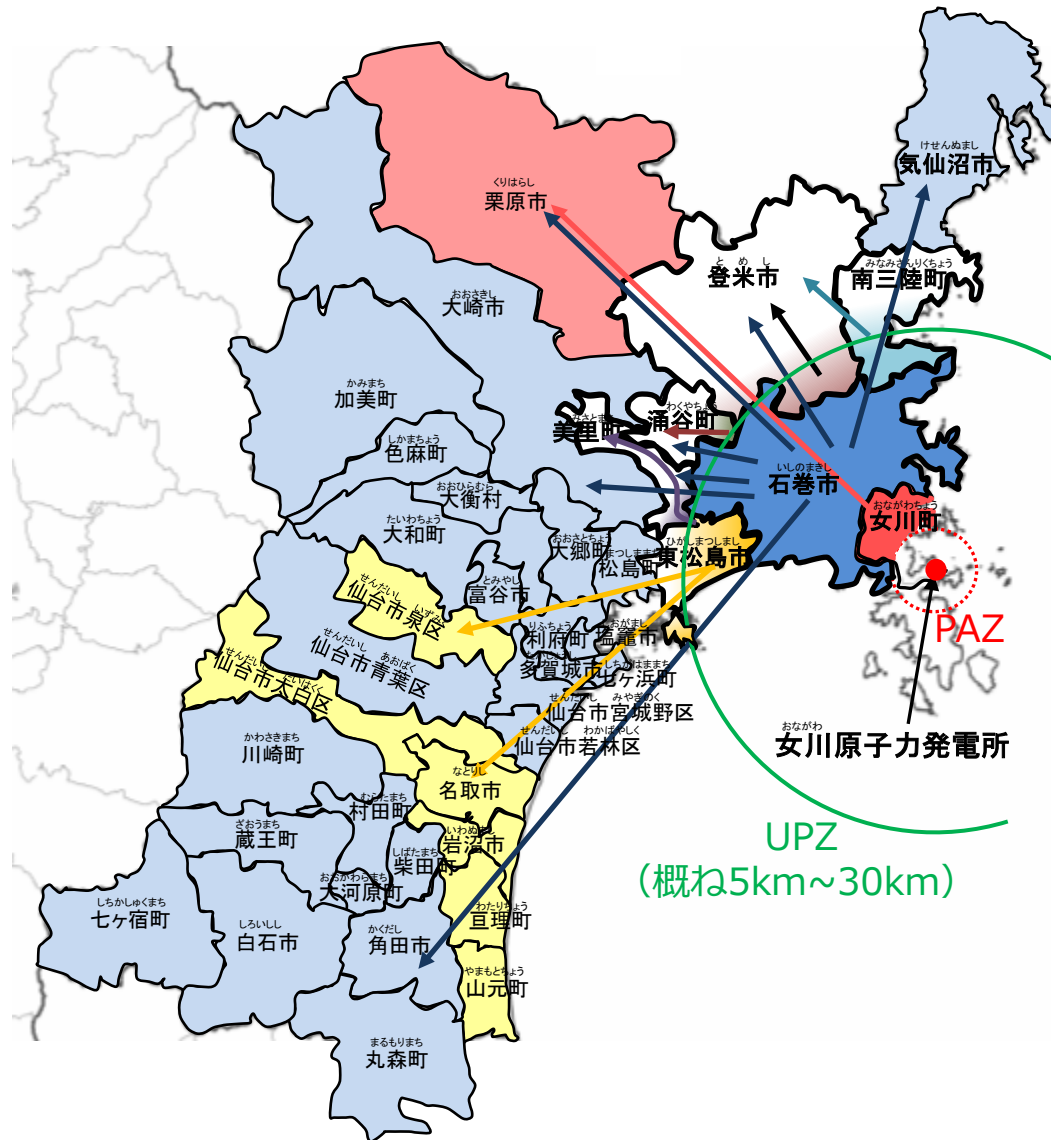


UPZ内住民の一時移転等①

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、宮城県及び県内市町村が、実施に係る実務(避難先施設の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期など)の調整を行う。
- UPZ内関係市町の避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、宮城県は県内市町村と調整して、他の避難先の調整を行う。
- 宮城県内において避難先施設が確保できない場合には、国、全国知事会、災害時応援協定を締結している東北各県等と調整を行う。



県名	市町名 ※ () は対象人口	避難先 ※ () は受入可能人数
宮城県	おながわちよう 女川町 (5,404人)	くりはらし 栗原市 (6,410人) 合計 (6,410人)
	いしのまきし 石巻市 (133,319人)	せんだいし 仙台市 (40,605人)、おおさきし 大崎市 (39,833人)、とめし 登米市 (11,666人)、くりはらし 栗原市 (10,300人)、 たがしやうし 多賀城市 (8,558人)、けせんぬまし 気仙沼市 (4,600人)、たいわちよう 大和町 (5,680人)、かみまち 加美町 (5,980人)、 いしのまきし 美里町 (3,495人)、とみやし 富谷市 (2,621人)、しろいしし 白石市 (3,563人)、おおひらむら 大衡村 (2,324人)、しかまちょう 色麻町 (2,200人)、 かくたし 角田市 (3,801人)、しばたまち 柴田町 (1,930人)、まるもりまち 丸森町 (1,800人)、ざおうまち 蔵王町 (1,730人)、りふちよう 利府町 (1,548人)、 おおかわらまち 大河原町 (1,300人)、おおさとちよう 大郷町 (1,680人)、しおがまし 塩竈市 (1,150人)、おひらむら 七ヶ浜町 (2,000人)、むらたまち 村田町 (850人)、 わくやちよう 涌谷町 (972人)、かわきまち 川崎町 (1,050人)、しちかしゆくまち 七ヶ宿町 (450人)、まつしままち 松島町 (500人) 合計 (162,186人)
	とめし 登米市 (8,953人)	市内の30 k m圏外 (11,726人) 合計 (11,726人)
	ひがしまつしまし 東松島市 (35,534人)	せんだいし 仙台市 (29,503人)、なとりし 名取市 (5,210人)、わたりちよう 亶理町 (2,902人)、いわぬまし 岩沼市 (7,902人)、やまもとちよう 山元町 (1,054人) 合計 (46,571人)
	わくやちよう 涌谷町 (656人)	町内の30 k m圏外 (1,570人) 合計 (1,570人)
	みさとまち 美里町 (100人)	町内の30 k m圏外 (285人) 合計 (285人)
	みなみさんりくちよう 南三陸町 (1,599人)	とめし 登米市 (2,788人) 合計 (2,788人)



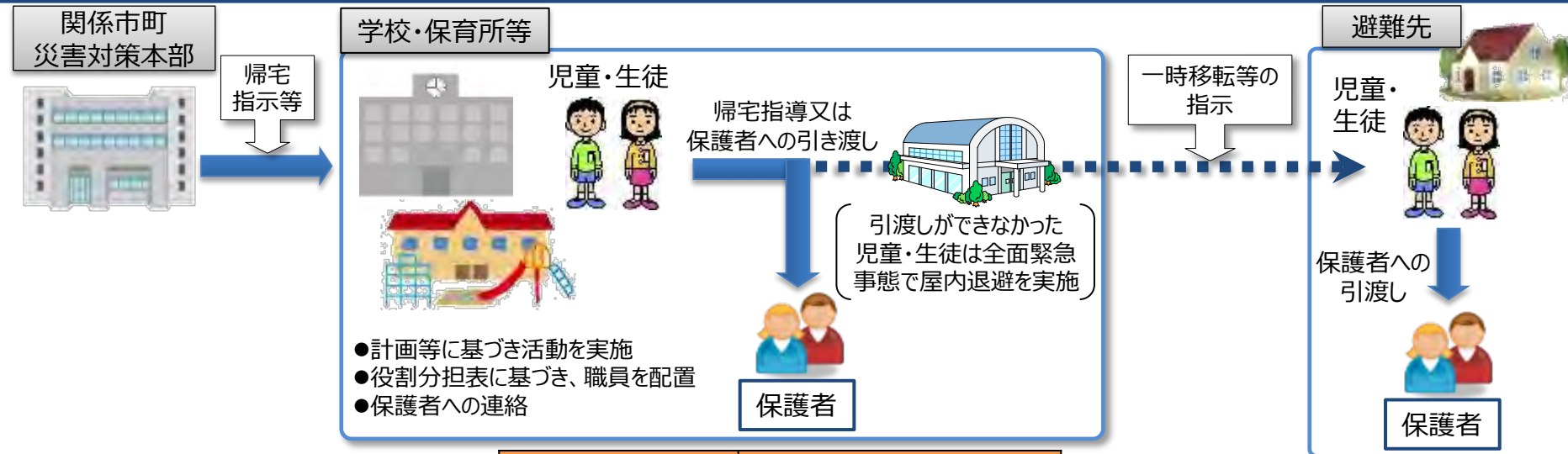
【凡例】

- : 女川町UPZ
- : 女川町UPZ、石巻市UPZの避難先(栗原市)
- : 石巻市UPZ
- : 石巻市UPZの避難先(県内23市町村※)
- : 登米市(市内避難、石巻市・南三陸町の各UPZの避難先)
- : 東松島市
- : 東松島市UPZの避難先(県内5市町)
- : 涌谷町(町内避難、石巻市UPZの避難先)
- : 美里町(町内避難、石巻市UPZの避難先)
- : 南三陸町

※登米市、栗原市、涌谷町、美里町を除く。

UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 宮城県及び関係市町では、警戒事態でUPZ内の学校・保育所等の児童・生徒の帰宅、もしくは保護者への引渡しを開始。
- 学校・保育所等は、計画等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡しを実施。引渡しができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施。
- 学校・保育所等は、児童・生徒の帰宅状況や屋内退避状況について、随時、関係市町災害対策本部と連携を図る。



UPZ内の教育機関数	宮城県	
	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	96	4,948人
小学校	41	8,482人
中学校	22	4,422人
高等学校	11	3,928人
特別支援学校	2	203人
合計	172	21,983人

※教育機関数は分校を含む。

UPZ内の医療機関の避難先及び受入先確保のための調整スキーム

- UPZ内にある全ての医療機関(病院及び有床診療所 18施設2,139床)において、個別の避難計画をおおむね策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要になった場合、宮城県災害対策本部が医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入れに関する調整を実施。

①情報周知

宮城県災害対策本部

①情報提供

②受入調整依頼

③受入要請

④避難先連絡



避難元病院等



避難先病院(県内23市町)

⑤避難の実施

施設数

病床数

18

2,139床

受入候補施設数

受入可能病床数

93

2,263床

マッチングフロー

- ①: 県は、受入自治体及び医療機関の協力を得て、避難先となる病院の情報を整理し、避難元の病院等に周知
- ②: 一時移転等の指示が見込まれる段階で、避難元病院等は県に対し、避難先病院等の受入調整を依頼

- ③: 県は、避難先候補病院に対し避難の受入れを要請し、避難準備を整える。
- ④: 県は、避難実施段階で避難元病院等に対し、避難先病院及び避難ルート等を連絡

⑤: 避難の実施

- UPZ内にある全ての社会福祉施設等(147施設3,443人)については、施設ごとの避難計画を作成することとしており、施設ごとにあらかじめ避難先施設を確保済み。
- 何らかの事情で、あらかじめ確保している避難先施設が使用できない場合には、宮城県災害対策本部が受入先を調整。

<UPZ内>

施設区分	施設数	入所定員
介護保険施設等	75	2,931人
障害福祉サービス事業所等	72	512人
合 計	147	3,443人

施設ごとの
避難先を確保

<UPZ外>

(県内31市町村、県外1県1市)

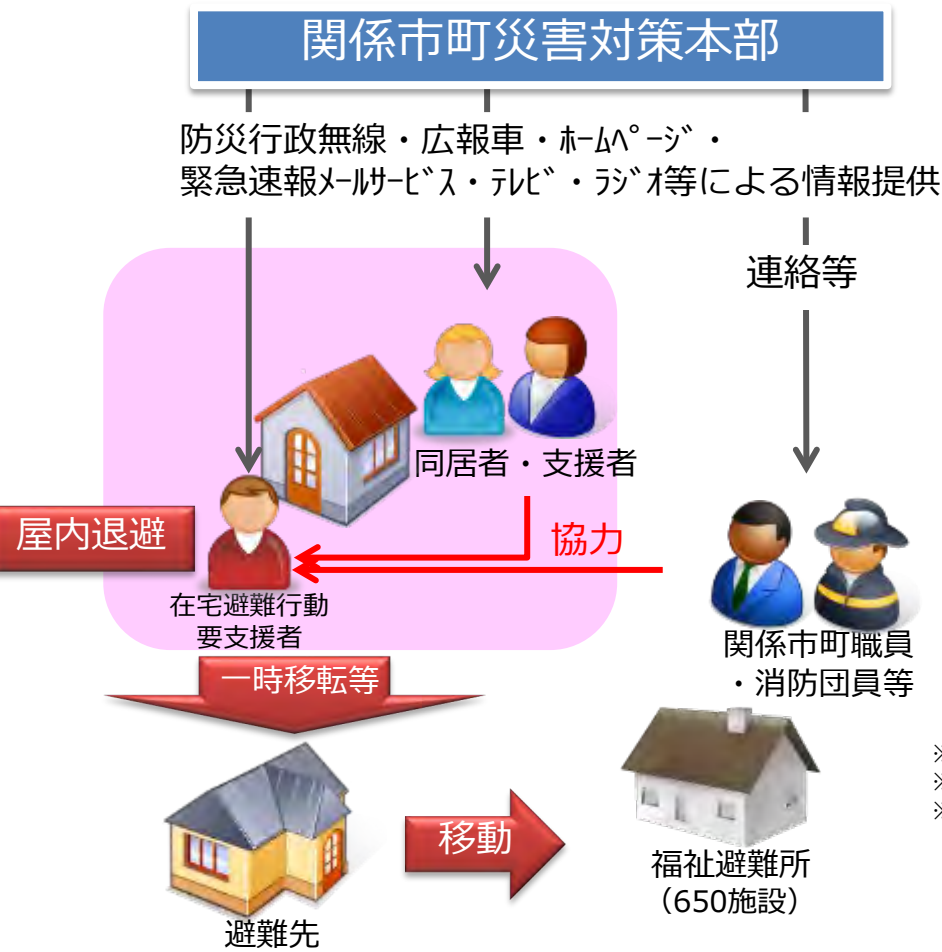
受入施設数	受入可能人数
278※1	2,931人
39※2	512人
317※3	3,443人

※1 介護保険施設等の避難先施設数(実数)

※2 障害福祉サービス事業所等の避難先施設数(実数)

※3 介護保険施設等と障害福祉サービス事業所等の避難先施設の重複を除いた実数

- ▶ 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や一時移転等に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- ▶ 連絡が取れない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施。
- ▶ 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、避難生活に困難が生じる何らかの特別な配慮が必要な在宅の避難行動要支援者は、宮城県災害対策本部において関係機関と調整し福祉避難所等へ移動する。



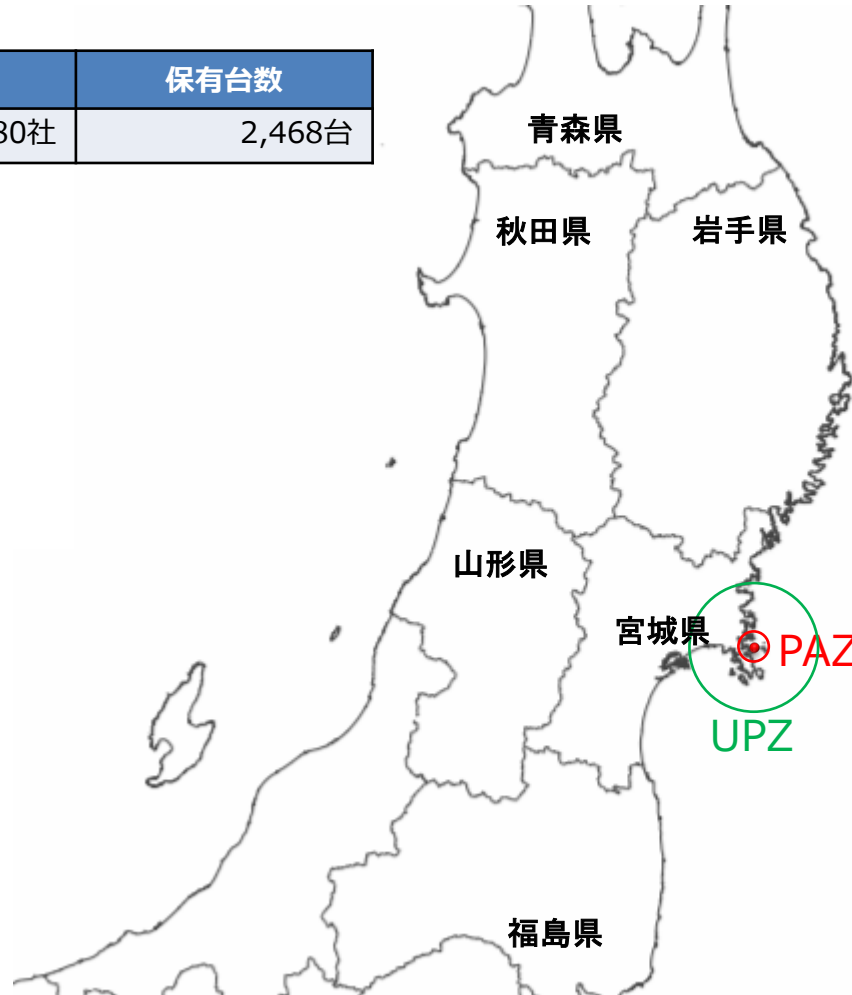
UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数（暫定値）

		UPZ内
宮城県	おながわちよう 女川町	1,431人(1,249人)
	いしのまきし 石巻市	3,006人(1,696人)
	とめし 登米市	339人(134人)
	ひがしまつしまし 東松島市	1,393人(1,393人)
	わくやちよう 涌谷町	29人(18人)
	みさとまち 美里町	1人(1人)
	みなみさんりくちよう 南三陸町	31人(31人)
	小計	6,230人(4,522人)

※1 ()内は支援者有り
 ※2 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値
 ※3 支援者がいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者が確保できない場合においても、緊急時に消防団や自主防災組織等の避難支援等関係者と情報を共有し、避難支援等関係者による屋内退避・一時移転等の支援ができる体制を整備中

- UPZ内での一時移転は、緊急時モニタリングの結果に基づき、対象地域を特定し、1週間程度内に実施。この際、必要となる輸送能力の確保については、宮城県が、宮城県バス協会から必要となる輸送手段を調達。
- 宮城県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達。
- 宮城県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請することにより必要な輸送能力を確保。

バス会社	保有台数	
宮城県	80社	2,468台



県名	保有台数
青森県	2,065台
岩手県	1,640台
秋田県	1,311台
山形県	1,290台
福島県	2,346台
計	8,652台

※不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（警察、消防、海保庁、自衛隊）に支援を要請

- 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



③ 第一経路
石巻(いしのまき)バイパス→国道108号→大崎(おおさき)合同庁舎

① 第二経路
国道398号→石巻女川(いしのまきおながわ)IC→利府中(りふなか)IC→県道271号→塩釜(しおがま)ガス体育館

③ 第二経路
石巻(いしのまき)バイパス→県道16号→国道108号→県道16号→国道346号→県道19号→県道32号→大崎(おおさき)合同庁舎

② 第二経路
県道16号→石巻河南(いしのまきかなん)IC→仙台港北IC→国道45号→さんみらい多賀城(たがじょう)イベントプラザ

① 第一経路
国道45号→県道8号→県道271号→塩釜(しおがま)ガス体育館

② 第一経路
国道45号→県道8号→県道259号→さんみらい多賀城(たがじょう)イベントプラザ

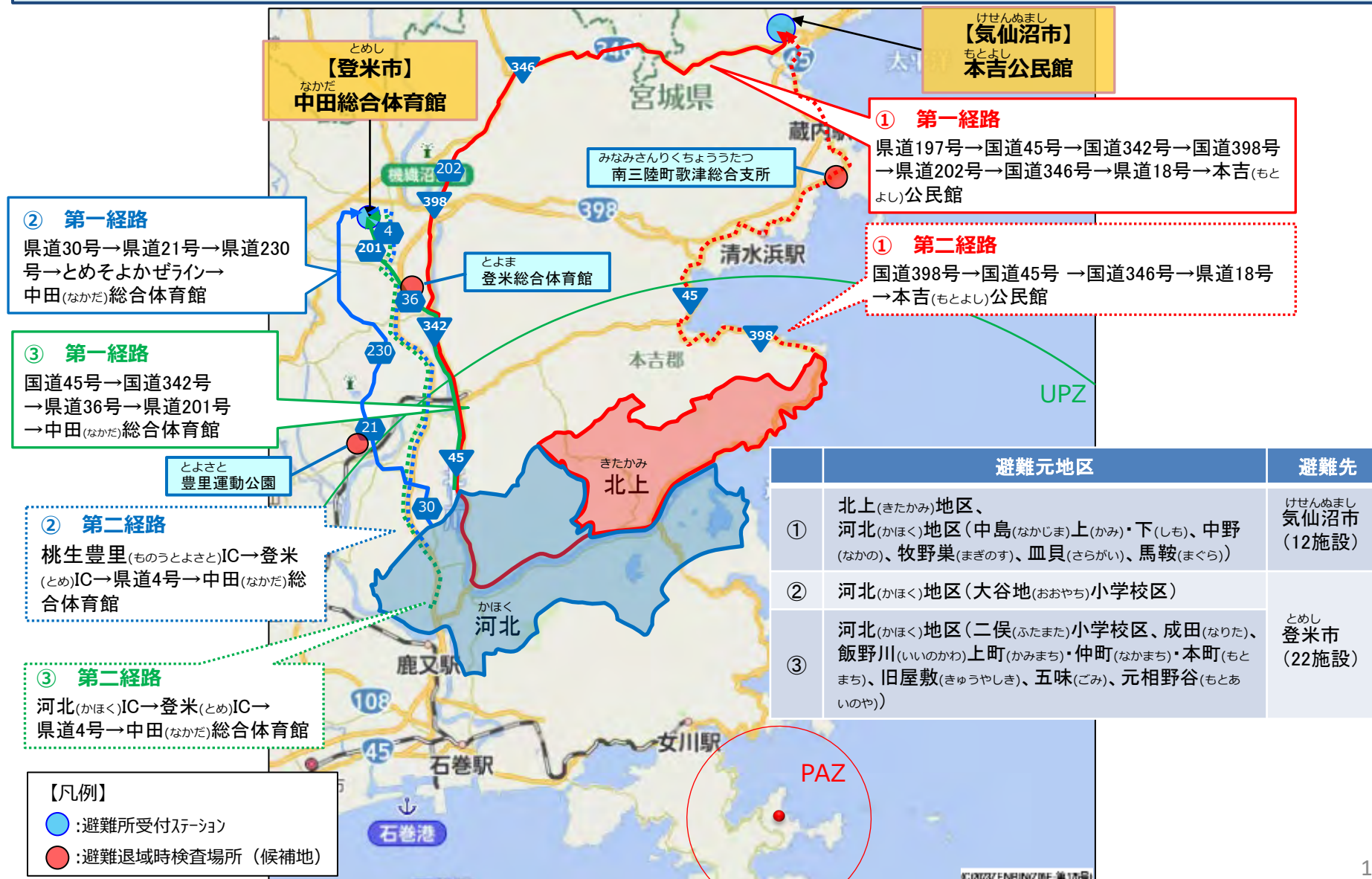
【凡例】
● : 避難所受付ステーション
● : 避難退域時検査場所(候補地)

	避難元地区	避難先
①	中里(なかざと)小学校区(水押(みずおし)公営住宅)	しおがまし 塩釜市 (塩釜(しおがま)ガス体育館)
②	開北(かいほく)小学校区(水明(すいめい)北一～三丁目、水明(すいめい)南一、二丁目、開北(かいほく)一～四丁目、大橋(おおはし)一～三丁目)	たがじょうし 多賀城市(12施設)
③	鹿妻(かづま)小学校区、湊(みなと)小学校区	おおさまし 大崎市(57施設)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



とめし
【登米市】
なかだ
中田総合体育館

けせんぬまし
【気仙沼市】
もとよし
本吉公民館

② 第一経路
県道30号→県道21号→県道230号→とめそよかゼライン→中田(なかだ)総合体育館

① 第一経路
県道197号→国道45号→国道342号→国道398号→県道202号→国道346号→県道18号→本吉(もとよし)公民館

③ 第一経路
国道45号→国道342号→県道36号→県道201号→中田(なかだ)総合体育館

① 第二経路
国道398号→国道45号→国道346号→県道18号→本吉(もとよし)公民館

② 第二経路
桃生豊里(ものうとよさと)IC→登米(とめ)IC→県道4号→中田(なかだ)総合体育館

③ 第二経路
河北(かほく)IC→登米(とめ)IC→県道4号→中田(なかだ)総合体育館

	避難元地区	避難先
①	北上(きたかみ)地区、河北(かほく)地区(中島(なかじま)上(かみ)・下(しも)、中野(なかの)、牧野巣(まぎのす)、皿貝(さらがい)、馬鞍(まぐら))	けせんぬまし 気仙沼市 (12施設)
②	河北(かほく)地区(大谷地(おおやち)小学校区)	とめし 登米市 (22施設)
③	河北(かほく)地区(二俣(ふたまた)小学校区、成田(なりた)、飯野川(いのかわ)上町(かみまち)・仲町(なかもち)・本町(もとまち)、旧屋敷(きゅうやしき)、五味(ごみ)、元相野谷(もとあいのや))	

【凡例】
● : 避難所受付ステーション
● : 避難退域時検査場所 (候補地)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



おおさき
【大崎市】
おおさき
宮城県大崎合同庁舎

第二経路
国道398号→県道30号→県道21号→県道29号→
県道61号→県道173号→県道15号→県道1号→
国道108号→大崎(おおさき)合同庁舎

第一経路
国道398号→県道30号→県道33号→
国道45号→県道196号→県道21号→
国道108号→大崎(おおさき)合同庁舎

【凡例】
●:避難所受付ステーション
●:避難退域時検査場所(候補地)

避難元地区	避難先
おがつ 雄勝地区	おおさき 大崎市(57施設)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

- 【凡例】
- :避難所受付ステーション
 - :避難退域時検査場所(候補地)



① 第一経路
国道108号→県道21号→県道29号→国道346号→
県道237号→県道199号→県道1号→国道346号→
国道398号→若柳(わかやなぎ)総合体育館

① 第二経路
石巻女川(いしのまきおながわ)IC→登米(とめ)IC→県道4号→県北(けんぼく)高速幹線道路→国道398号→若柳(わかやなぎ)総合体育館

② 第一経路
国道108号→大崎(おおさき)合同庁舎

② 第二経路
国道108号→県道16号→県道19号→国道346号→
県道32号→大崎(おおさき)合同庁舎

避難元地区	避難先
① あげぼの、あげぼの北	くりはらし 栗原市 (26施設)
② 谷地(やち)第1・2・3、新谷地前(しんやちまえ)	おおさきし 大崎市 (57施設)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。

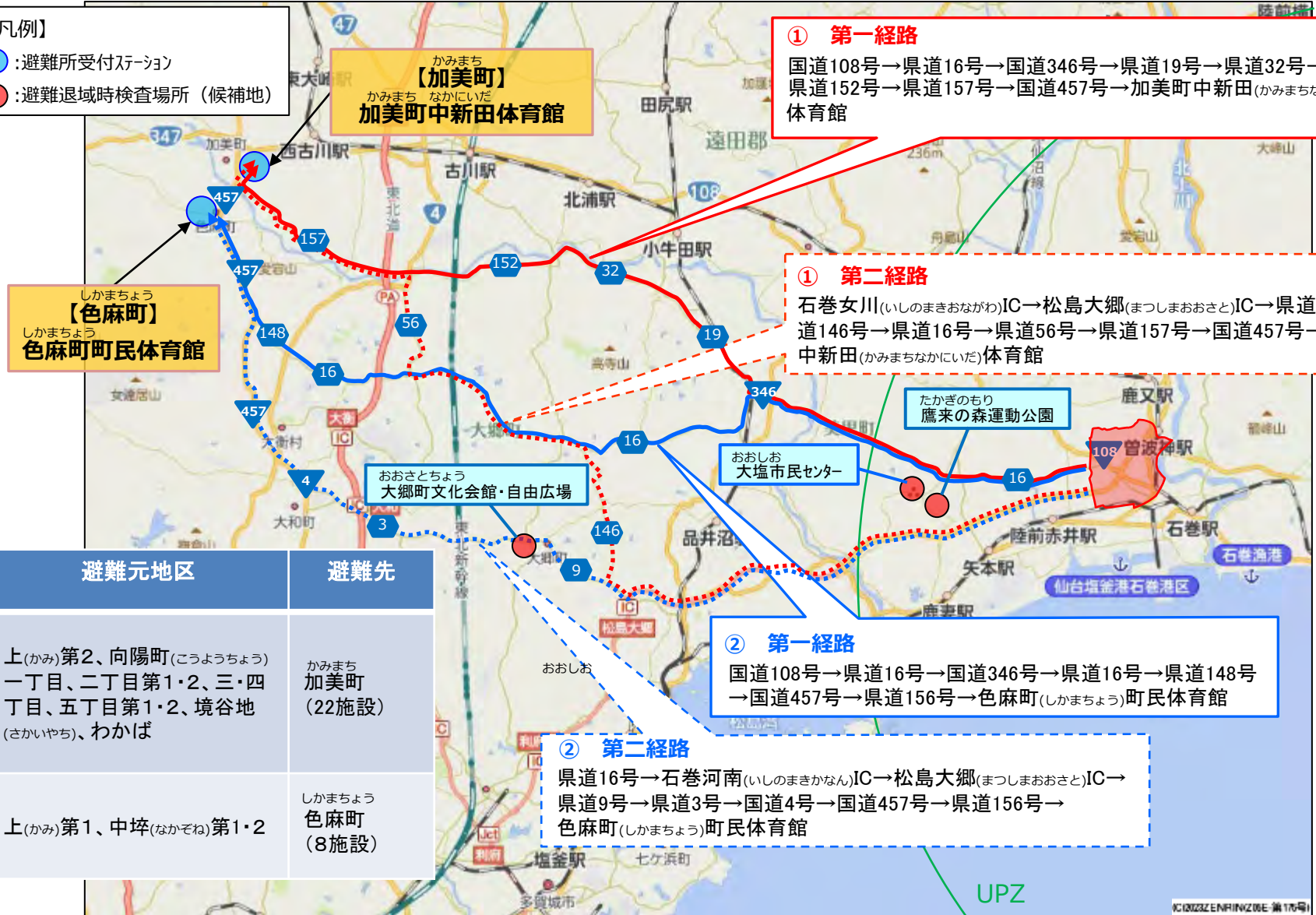
【凡例】
● : 避難所受付ステーション
● : 避難退域時検査場所 (候補地)

① **第一経路**
国道108号→県道16号→国道346号→県道19号→県道32号→
県道152号→県道157号→国道457号→加美町中新田(かみまちなかにいだ)
体育館

① **第二経路**
石巻女川(いしのまきおながわ)IC→松島大郷(まつしまおおさと)IC→県道9号→県
道146号→県道16号→県道56号→県道157号→国道457号→加美町
中新田(かみまちなかにいだ)体育館

② **第一経路**
国道108号→県道16号→国道346号→県道16号→県道148号
→国道457号→県道156号→色麻町(しまちまちょう)町民体育館

② **第二経路**
県道16号→石巻河南(いしのまきかなん)IC→松島大郷(まつしまおおさと)IC→
県道9号→県道3号→国道4号→国道457号→県道156号→
色麻町(しまちまちょう)町民体育館



避難元地区	避難先
① 上(かみ)第2、向陽町(こうようちょう)一丁目、二丁目第1・2、三・四丁目、五丁目第1・2、境谷地(さかいやち)、わかば	かみまち加美町(22施設)
② 上(かみ)第1、中埴(なかぞね)第1・2	しまちまちょう色麻町(8施設)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



	避難元地区	避難先
①	沖(おき)、のぞみ野(の)第1・2・3・4	たいわちよう 大和町 (5施設)
②	東前沼(ひがしまえぬま)第1・2、新下前沼 (しんしもえぬま)	おおひらむら 大衡村 (11施設)
③	新橋(しんばし)、丸井戸(まるいど)第1・2	おおさとちよう 大郷町 (3施設)
④	あゆみ野(の)第1・2・3	とみやし 富谷市 (10施設)

【凡例】
 ● : 避難所受付ステーション
 ● : 避難退域時検査場所(候補地)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



① 第一経路
 県道151号→国道346号→県道16号→県道40号→県道241号→
 県道56号→県道3号→県道147号→国道457号→国道48号→
 国道457号→国道286号→国道457号→国道4号→国道113号→
 県道108号→県道24号→白石(しろいし)市文化体育活動センター

② 第二経路
 県道16号→国道346号→県道241号→県道9号→県道3号→
 大和(たいわ)IC→村田(むらた)IC→県道14号→県道25号→県道12
 号→蔵王町(ざおうまち)ふるさと文化会館

③ 第一経路
 県道151号→国道346号→県道16号→県道
 40号→県道241号→県道56号→県道3号→
 県道147号→国道457号→国道48号→国道
 457号→国道286号→国道457号→県道51号
 →国道113号→七ヶ宿町(しちかしゆくまち)役場

② 第一経路
 県道151号→国道346号→県道16号→県道40号→県道241号→県道56号→県
 道3号→国道4号→県道263号→県道264号→県道37号→国道48号→県道31号
 →県道14号→県道25号→県道12号→蔵王町(ざおうまち)ふるさと文化会館

③ 第二経路
 県道43号→県道204号→県道16
 号→国道346号→県道241号→
 県道9号→県道3号→大和(たい
 わ)IC→白石(しろいし)IC→国道4号
 →国道113号→七ヶ宿町(しちかしゆ
 くまち)役場

① 第二経路
 県道16号→国道346号→県道241号
 →県道9号→県道3号→大和(たい
 わ)IC→白石(しろいし)IC→国道4号→国
 道113号→県道108号→県道24号→
 白石(しろいし)市文化体育活動センター

	避難元地区	避難先
①	須江(すえ)小学校区 (しらさぎ台(だい)、中埜(なかぞね))	しろいしし 白石市 (8施設)
②	須江(すえ)小学校区 (山根(やまね)、糠塚(ぬかづか)、 沢田(さわた)、館(たて))	ざおうまち 蔵王町 (4施設)
③	鹿又(かのまた)小学校区 (中山(なかやま)、上谷地(うわやち))	しちかしゆくまち 七ヶ宿町 (5施設)

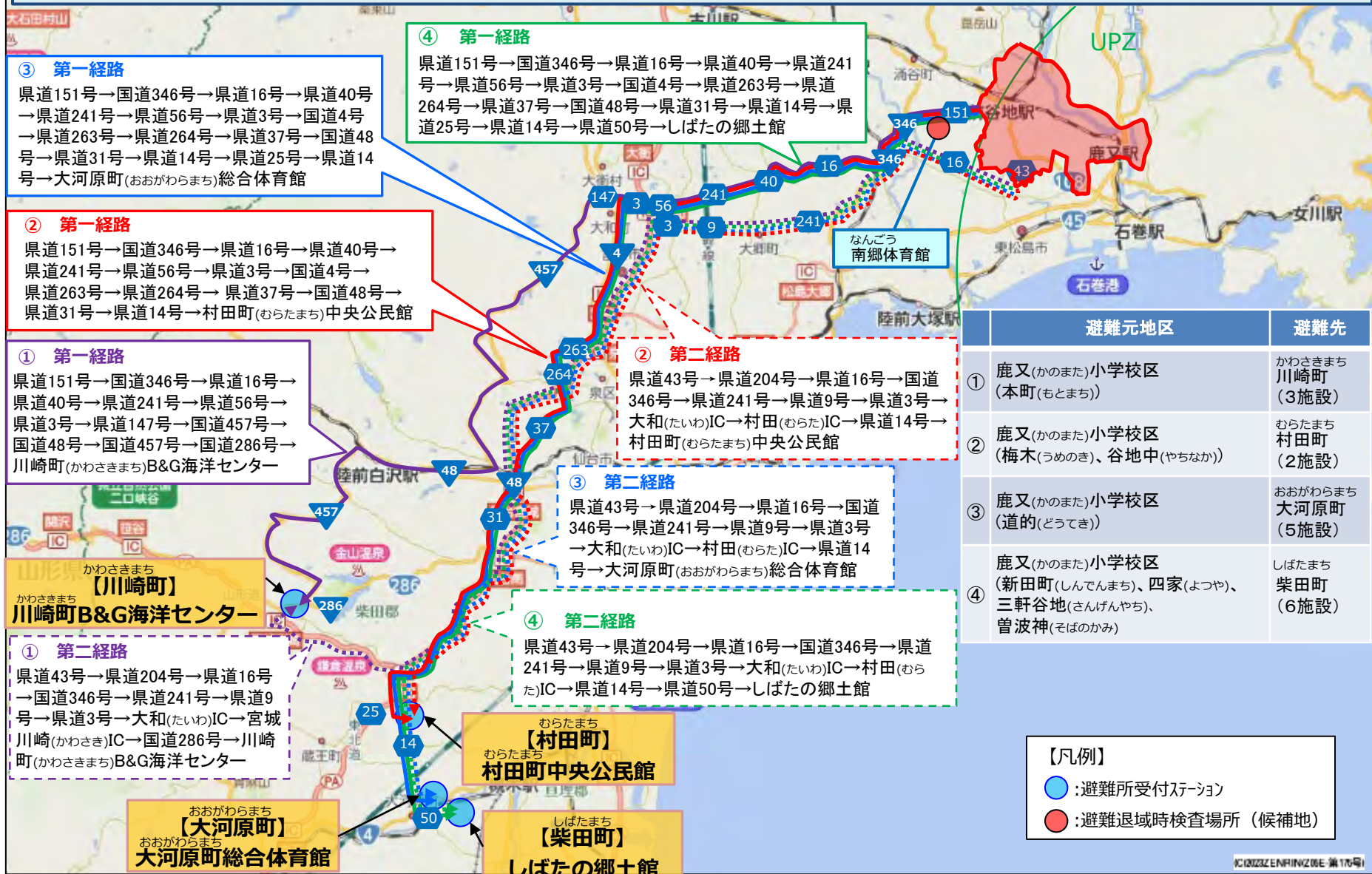
しちかしゆくまち
【七ヶ宿町】
しちかしゆくまち
七ヶ宿町役場

ざおうまち
【蔵王町】
ざおうまち
蔵王町ふるさと文化会館

しろいしし
【白石市】
しろいしし
白石市文化体育活動センター

【凡例】
 ● : 避難所受付ステーション
 ● : 避難退域時検査場所(候補地)

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



③ 第一経路
 県道151号→国道346号→県道16号→県道40号→
 県道241号→県道56号→県道3号→国道4号
 →県道263号→県道264号→県道37号→国道48
 号→県道31号→県道14号→県道25号→県道14
 号→大河原町(おおがわらまち)総合体育館

④ 第一経路
 県道151号→国道346号→県道16号→県道40号→県道241
 号→県道56号→県道3号→国道4号→県道263号→県道
 264号→県道37号→国道48号→県道31号→県道14号→県
 道25号→県道14号→県道50号→しばたの郷土館

② 第一経路
 県道151号→国道346号→県道16号→県道40号→
 県道241号→県道56号→県道3号→国道4号→
 県道263号→県道264号→ 県道37号→国道48号→
 県道31号→県道14号→村田町(むらたまち)中央公民館

① 第一経路
 県道151号→国道346号→県道16号→
 県道40号→県道241号→県道56号→
 県道3号→県道147号→国道457号→
 国道48号→国道457号→国道286号→
 川崎町(かわさきまち)B&G海洋センター

② 第二経路
 県道43号→県道204号→県道16号→国道
 346号→県道241号→県道9号→県道3号→
 大和(たいわ)IC→村田(むらた)IC→県道14号→
 村田町(むらたまち)中央公民館

③ 第二経路
 県道43号→県道204号→県道16号→国道
 346号→県道241号→県道9号→県道3号
 →大和(たいわ)IC→村田(むらた)IC→県道14
 号→大河原町(おおがわらまち)総合体育館

① 第二経路
 県道43号→県道204号→県道16号
 →国道346号→県道241号→県道9
 号→県道3号→大和(たいわ)IC→宮城
 川崎(かわさき)IC→国道286号→川崎
 町(かわさきまち)B&G海洋センター

④ 第二経路
 県道43号→県道204号→県道16号→国道346号→県道
 241号→県道9号→県道3号→大和(たいわ)IC→村田(むら
 た)IC→県道14号→県道50号→しばたの郷土館

	避難元地区	避難先
①	鹿又(かのまた)小学校区 (本町(もとまち))	かわさきまち 川崎町 (3施設)
②	鹿又(かのまた)小学校区 (梅木(うめのき)、谷地中(やちなか))	むらたまち 村田町 (2施設)
③	鹿又(かのまた)小学校区 (道的(どうてき))	おおがわらまち 大河原町 (5施設)
④	鹿又(かのまた)小学校区 (新田町(しんでんまち)、四家(よつや)、 三軒谷地(さんげんやち)、 曾波神(そばのかみ))	しばたまち 柴田町 (6施設)

【凡例】
 ● : 避難所受付ステーション
 ● : 避難退却時検査場所(候補地)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



① 第一経路

県道151号→国道346号→県道16号→県道40号→県道241号→
県道56号→県道3号→国道4号→県道263号→県道264号→
県道37号→国道48号→県道31号→国道286号→県道258号→
県道39号→国道4号→国道349号→角田(かくだ)市役所

① 第二経路

県道43号→県道204号→県道16号→国道346号→県道241号→
県道9号→県道3号→大和(たいわ)IC→白石(しろいし)IC→国道4号→国道
113号→角田(かくだ)市役所

② 第一経路

県道151号→国道346号→県道16号→県道40号→
県道241号→県道56号→県道3号→国道4号→
県道263号→県道264号→県道37号→国道48号→
県道31号→国道286号→県道258号→県道39号→
国道4号→国道349号→国道113号→県道45号→
丸森町(まるもりまち)役場

② 第二経路

県道43号→県道204号→県道16号→国道346号→
県道241号→県道9号→県道3号→大和(たいわ)IC→白石
(しろいし)IC→国道4号→国道113号→県道45号→丸森町
(まるもりまち)役場

	避難元地区	避難先
①	広淵(ひろぶち)小学校区 (砂押(すなおし)、柏木(かしわぎ)、 新田(しんでん))	かくだし 角田市(4施設)
②	広淵(ひろぶち)小学校区 (町上(まちかみ)、町下(まちしも))	まるもりまち 丸森町(9施設)

【凡例】

- : 避難所受付ステーション
- : 避難退域時検査場所(候補地)

かくだし
【角田市】
かくだし
角田市役所

まるもりまち
【丸森町】
まるもりまち
丸森町役場

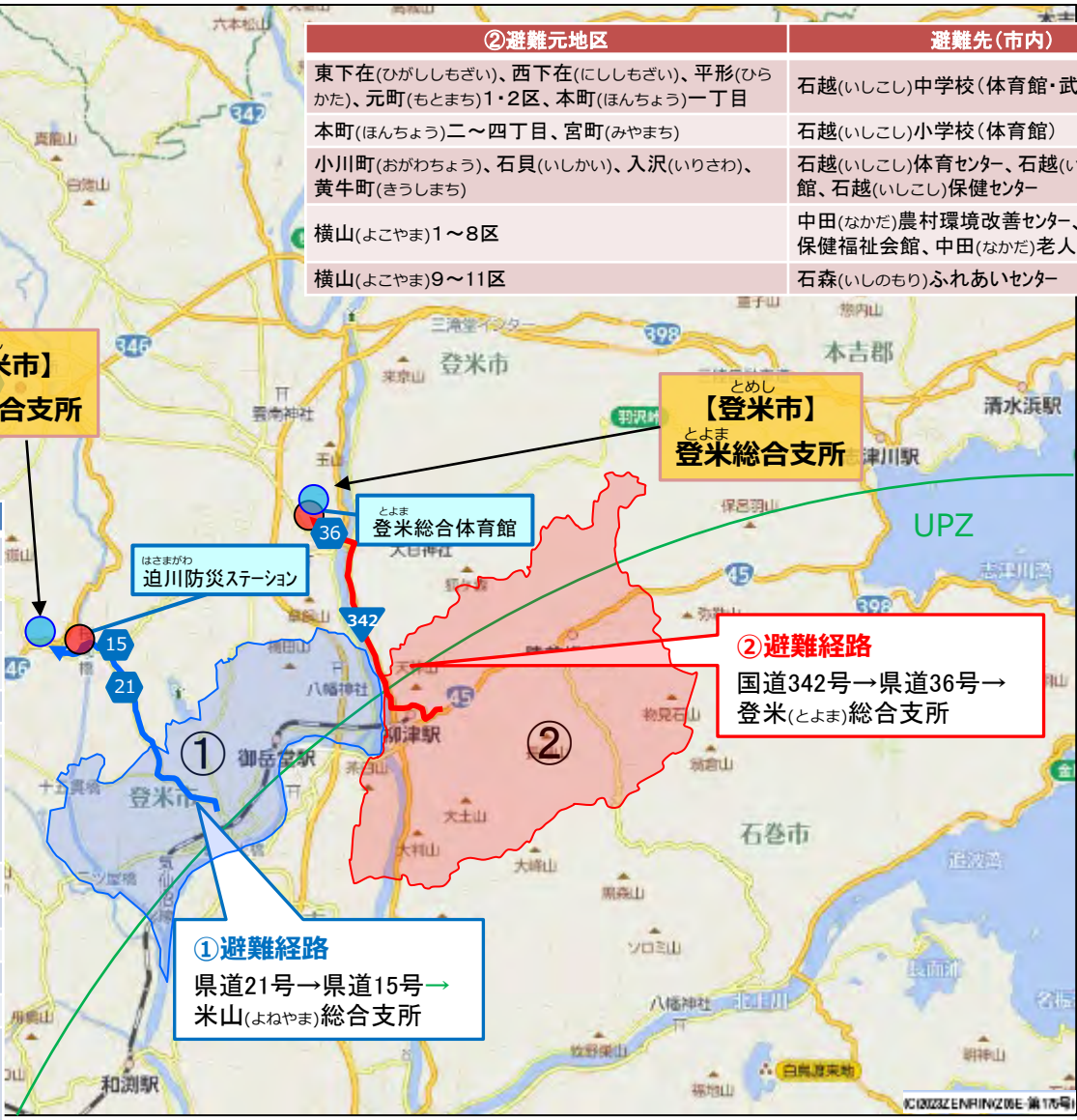
とめし 登米市におけるUPZ内から避難先までの主な経路

とめし とよさとちょう つやまちょう
 ▶ 登米市（豊里町、津山町）ではあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、道路状況等を確認のうえ、避難等を実施。

【凡例】
 ● : 避難所受付ステーション
 ● : 避難退域時検査場所（候補地）

②避難元地区	避難先(市内)
東下在(ひがししもざい)、西下在(にししもざい)、平形(ひらかた)、元町(もとまち)1・2区、本町(ほんちょう)一丁目	石越(いしこし)中学校(体育館・武道館)
本町(ほんちょう)二～四丁目、宮町(みやまち)	石越(いしこし)小学校(体育館)
小川町(おがわちょう)、石貝(いしかい)、入沢(いりさわ)、黄牛町(かうじまち)	石越(いしこし)体育センター、石越(いしこし)公民館、石越(いしこし)保健センター
横山(よこやま)1～8区	中田(なかた)農村環境改善センター、中田(なかた)保健福祉会館、中田(なかた)老人福祉センター
横山(よこやま)9～11区	石森(いしのもり)ふれあいセンター

①避難元地区	避難先(市内)
浦軒(うらけん)	南方(みなみかた)農村環境改善センター
仲町(なかつちょう)	南方(みなみかた)公民館
川前(かわまえ)	南方(みなみかた)保健センター
下町(しもまち)	南方(みなみかた)武道伝承館、南方(みなみかた)体育センター
上町(かみまち)	南方(みなみかた)定住促進センター
新町(しんまち)	南方(みなみかた)中学校(体育館)
西二ツ屋(にしふたつや)、十五貫(じゅうごかん)、大曲(おおまがり)、東二ツ屋(ひがしふたつや)、上谷地(かみやち)	迫(はさま)体育館、迫(はさま)公民館
長根(ながね)	北方(きたかた)公民館
竹花(たけはな)	佐沼(さぬま)中学校(体育館)
横町(よこちょう)	佐沼(さぬま)高等学校(体育館)
加々々巻(かがまき)	迫(はさま)武道館
保手(ぼて)	佐沼(さぬま)小学校(体育館)
庚申(こうしん)、山根(やまね)、白鳥(しろとり)、鴫波(とぎなみ)	森(もり)公民館



①避難経路
 県道21号→県道15号→
 米山(よなやま)総合支所

②避難経路
 国道342号→県道36号→
 登米(とよま)総合支所

▶ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、東松島市の指示のもと避難等を実施。

① 第二経路

県道16号→県道241号→県道9号→県道3号→県道56号→県道256号→国道4号→県道263号→泉(いずみ)総合運動場

② 第二経路

県道16号→国道346号→県道241号→県道9号→県道3号→県道56号→県道256号→国道4号→県道263号→泉(いずみ)総合運動場



【仙台市】
泉総合運動場
(体育館)

① 第一経路
国道45号→県道8号→県道35号→泉(いずみ)総合運動場

② 第一経路
県道16号→国道346号→県道241号→県道9号→県道8号→県道35号→泉(いずみ)総合運動場

【凡例】
● : 避難所受付ステーション
● : 避難退域時検査場所 (候補地)

	地域	避難元	避難先
①	やもとひがし 矢本東	上町(かみまち)二・三、下町(しもまち)一～五、上河戸(かみかわど)二、若葉(わかば)、大溜(おおだめ)、東大溜(ひがしおおだめ)、関の内(せきのうち)一～三、作田浦(さくたうら)、下浦(しもうら)、南浦(みなみうら) 宿舎、あおい一～三、下小松(しもこまつ)、谷地(やち)	せんだいしたいはく 仙台市太白区 (14施設)
②	おおしお 大塩	小松台(こまつだい)、塩入(しおいり)、表(おもて)、中(なか)、大島(おおしま)、裏(うら)一・二	せんだいしたいはく 仙台市太白区 (6施設)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、東松島市の指示のもと避難等を実施。

①② 第二経路
県道60号→県道241号→県道9号→県道3号→県道56号→県道256号→国道4号→県道263号→泉(いづみ)総合運動場



【仙台市】
泉総合運動場
(体育館)

①② 第一経路
国道45号→県道8号→県道35号→泉(いづみ)総合運動場

ひがしまつしま なるせ
東松島市役所 鳴瀬庁舎・小野
市民センター・小野地区体育館

【凡例】
● : 避難所受付ステーション
● : 避難退域時検査場所 (候補地)

	地域	避難元	避難先
①	やもとにし 矢本西	上町(かみまち)一、北区(きたく)官舎、河戸(かわど)、四反走(したんばしり)、西新町(にしんまち)、上河戸(かみかわど)一・三・四、立沼(たてぬま)、鹿妻(かづま)一・二、道地(どうち)、二反走(にたんばしり)、駅前(えきまえ)、上小松(かみこまつ)、沢田(さわだ)、前里(まえさと)、手招(てまねき)、前柳(まえやなぎ)、小松南(こまつみなみ)	せんだいしいづみく 仙台市泉区 (13施設)
②	おおまがり 大曲	五味倉(ごみくら)、上納(じょうのう)、横沼(よこぬま)一・二・東・西、貝殻塚(かいがらづか)一・二、貝田(かいだ)、筒場(とうば)、みそら	せんだいしいづみく 仙台市泉区 (9施設)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、東松島市の指示のもと避難等を実施。

- 【凡例】
- : 避難所受付ステーション
 - : 避難退域時検査場所（候補地）

① **第一経路**
 県道16号→国道346号→県道241号→県道9号
 →国道4号→岩沼(いわぬま)市総合体育館

② **第二経路**
 県道60号→県道241号→県道40号→県道8号→
 国道4号→名取(なとり)市庁舎

② **第一経路**
 国道45号→県道8号→国道4号
 →名取(なとり)市庁舎

① **第二経路**
 県道60号→県道241号→県道40号→県道8号→
 国道4号→岩沼(いわぬま)市総合体育館



なとりし
【名取市】
 なとりし
名取市庁舎

いわぬまし
【岩沼市】
 いわぬまし
岩沼市総合体育館

	地域	避難元	避難先
①	あかい赤井	照井(てるい)、御下(おした)、中東(なかとう)、寺(てら)、六槍(むやり)、八幡(やはた)、裏(うら)、横関(よこせき)、南(みなみ) 一～六、南緑(みなみどり)、南新(みなみしん) 一・二、新川前(しんかわまえ)、柳(やなぎ)上(かみ)・下(しも)・北(きた)・西(にし)	いわぬまし 岩沼市 (16施設)
②	おの小野	小野(おの)上(かみ)・下(しも)、往還(おうかん)上(かみ)・下(しも)、平岡(ひらおか)、浜市(はまいち)上(かみ)、下(しも)、根古(ねこ)高松(たかまつ)	なとりし 名取市 (8施設)

➤ 地域毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、東松島市の指示のもと避難等を実施。

- 【凡例】
- : 避難所受付ステーション
 - : 避難退域時検査場所（候補地）

① 第二経路
 県道60号→県道241号→県道40号→県道8号→国道4号→国道6号→亶理町(わたりちょう)役場

② 第二経路
 県道60号→県道241号→県道40号→県道8号→国道4号→国道6号→山元町(やまもとちょう)庁舎

① 第一経路
 国道45号→県道8号→国道4号→国道6号→亶理町(わたりちょう)役場

② 第一経路
 国道45号→県道8号→国道4号→国道6号→山元町(やまもとちょう)庁舎

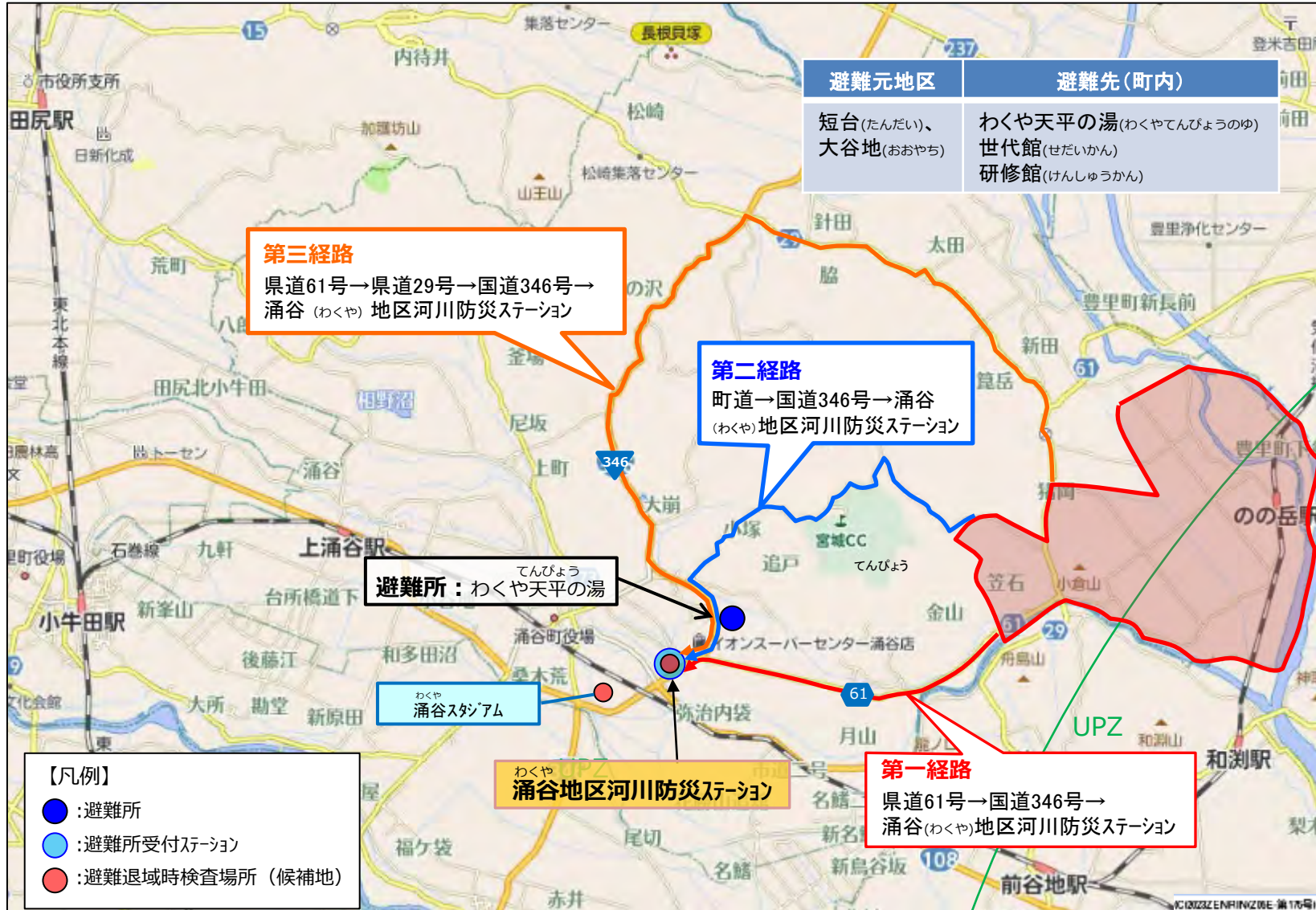
わたりちょう
【亶理町】
 わたりちょう
亶理町役場

やまもとちょう
【山元町】
 やもとちょう
山元町庁舎



	地域	避難元	避難先
①	のびる野蒜	中下(なかしも)、新町(しんまち)、亀岡(かめおか)東(ひがし)・南(みなみ)、野蒜ヶ丘一(のびるがおかいち)	わたりちょう亶理町(3施設)
②	みやと宮戸	大浜(おおはま)、室浜(むろはま)、月浜(つきはま)、里北(さときた)、里南(さとみなみ)	やまもとちょう山元町(4施設)

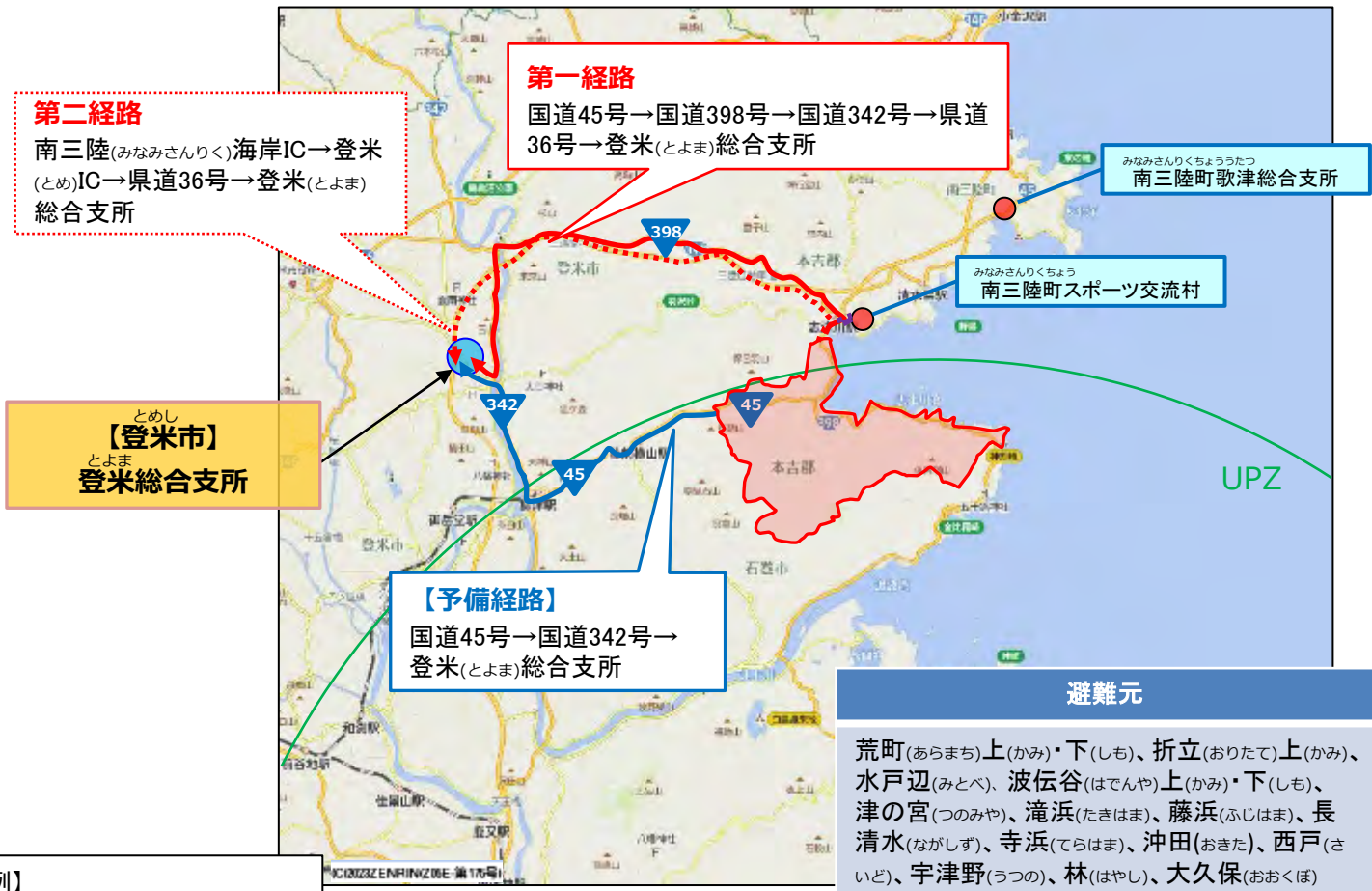
- ▶ 涌谷町(短台、大谷地)では、避難所受付ステーション(涌谷地区河川防災ステーション)までの避難経路をあらかじめ設定。
- ▶ なお、自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、涌谷町の指示のもと、避難を実施。



美里町(小島行政区)では、**駅東地域交流センター**を避難所としており、道路状況等を確認の上、避難等を実施。



➤ あらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



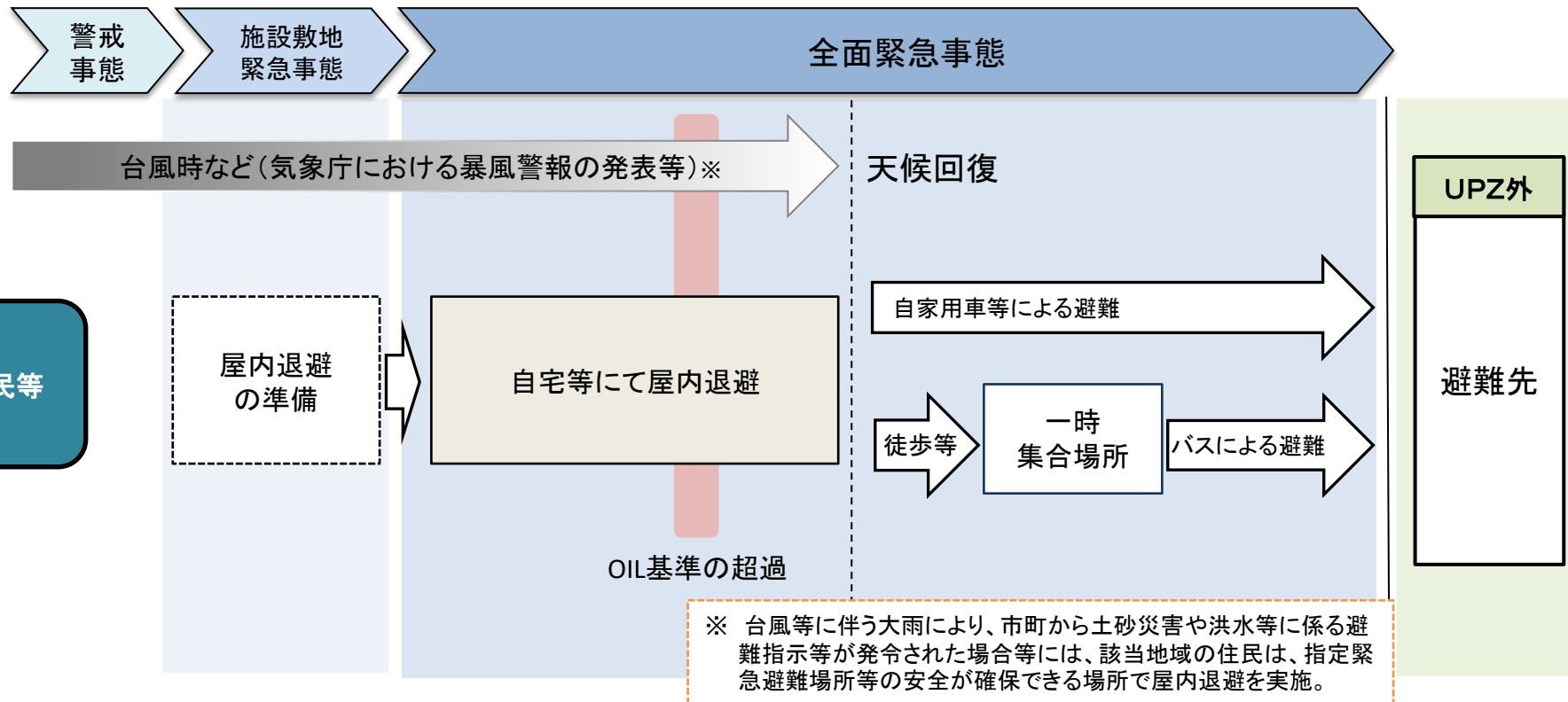
【凡例】
● : 避難所受付ステーション
● : 避難退域時検査場所 (候補地)

避難元	避難先
荒町(あらまち)上(かみ)・下(しも)、折立(おりたて)上(かみ)、水戸辺(みとべ)、波伝谷(はでんや)上(かみ)・下(しも)、津の宮(つのみや)、滝浜(たきはま)、藤浜(ふじはま)、長清水(ながしず)、寺浜(てらはま)、沖田(おきた)、西戸(さいど)、宇津野(うつの)、林(はやし)、大久保(おおくぼ)	とめし 登米市 (4施設) 旧善王寺小学校 善王寺コミュニティセンター 中津山公民館 中津山小学校

台風時などにおけるUPZ内の防護措置

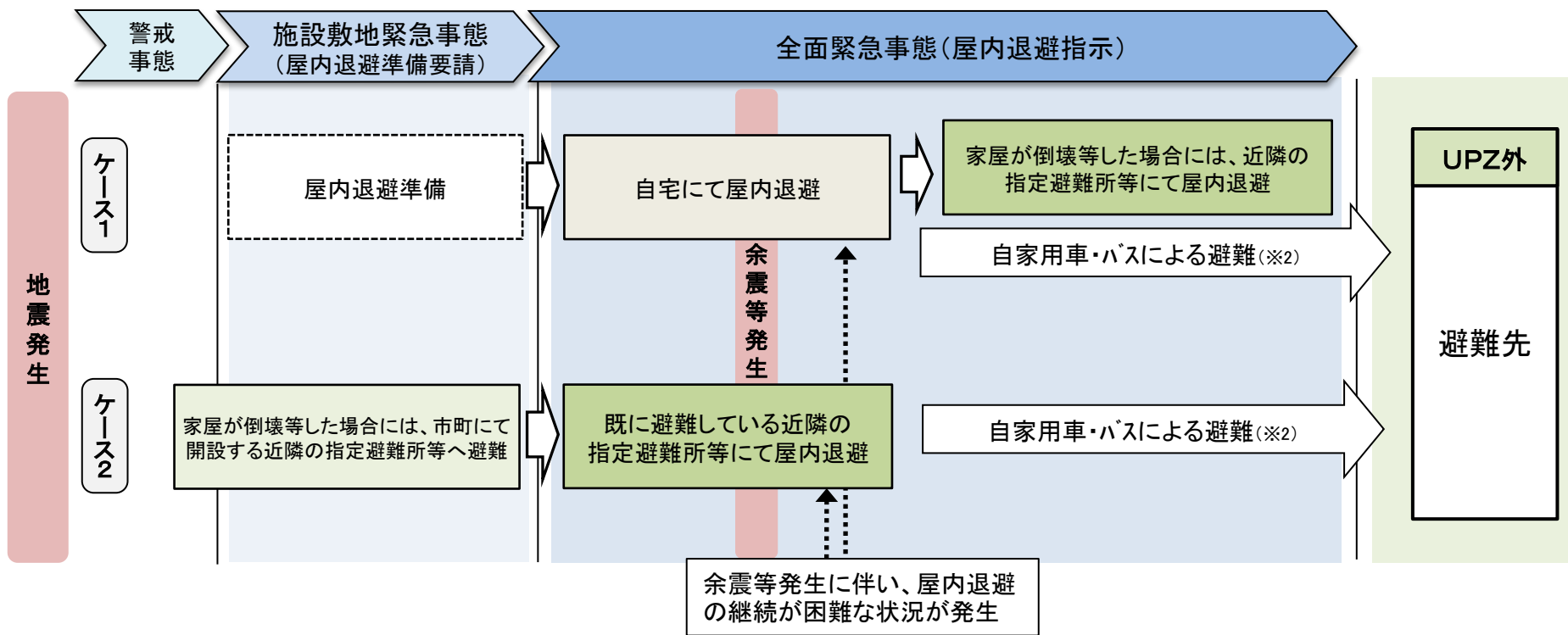
- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び宮城県等は、住民等の避難を安全をかつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を実施。

<屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>



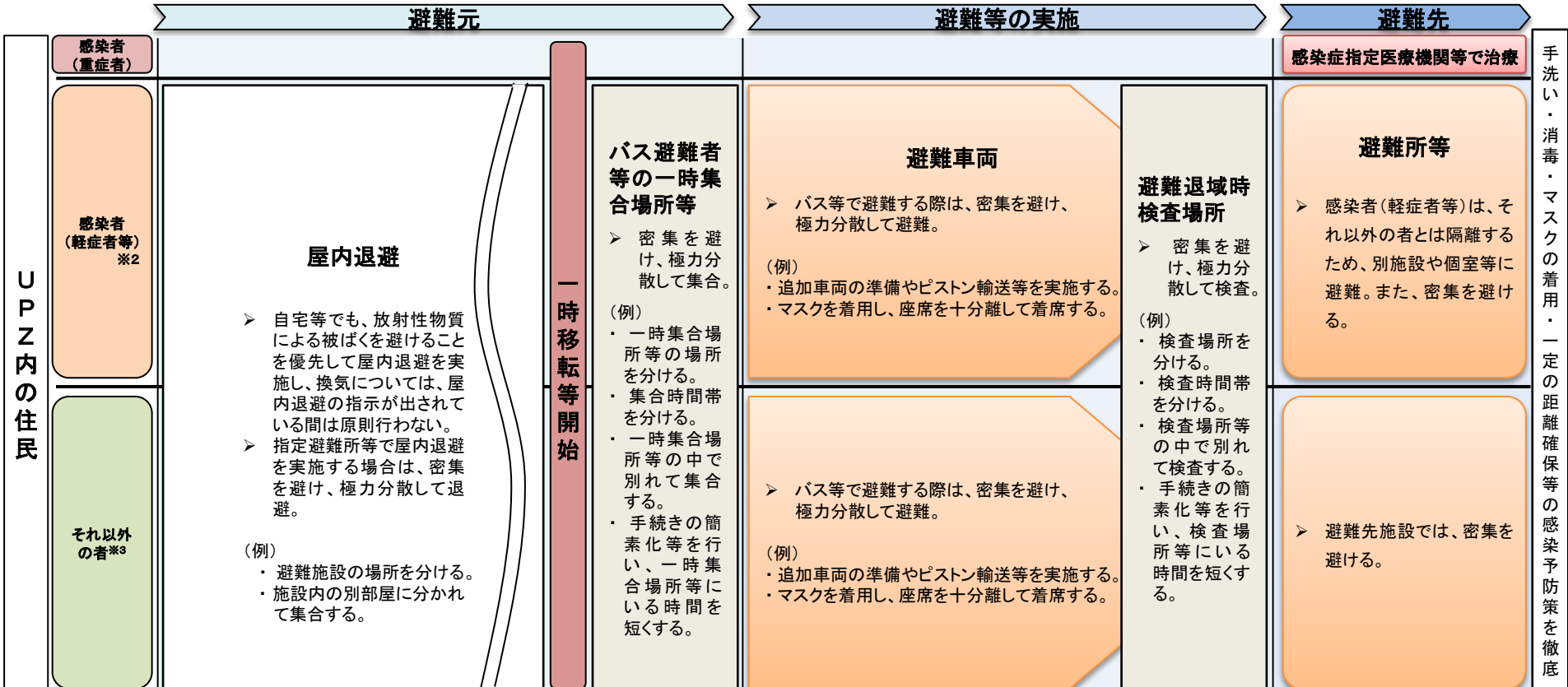
※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 市町にて開設する近隣の別の指定避難所等で受入可能な場合には、当該避難所等へ移動し、そこで屋内退避を行う。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

<感染症(新型インフルエンザ等)の流行下での原子力災害が発生した場合(UPZ)>



※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。

※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。

※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難(車両、避難所等)する。